

3-4 災害救助法の適用

災害救助法が適用される場合、市の行う救出救助活動は県が実施機関となるが、当該事務は市長への委任を想定しているため、市が実施する。

なお、救助対象、方法、経費及び機関については、災害救助法施行細則による。

3-4-1 災害救助法の適用基準

(1) 適用基準

市町村の区域を単位として、住家の滅失が一定規模以上であることと、多数の者が生命及び身体に危害を受けあるいは受けるおそれが生じた場合であること、被災者が現に救助を要する状態にあるとき、愛知県知事が災害救助法を適用する。

本市の場合、災害の被害状況が別に掲げる災害救助法の適用基準のうちいずれかに達したとき、市長は直ちに愛知県知事に対し災害救助法の適用を申請するものとする。

(2) 救助の対象、方法、経費及び期間

災害救助法が適用された場合に県が行なう救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

(3) 被災者の記録

- ① 災害が発生したとき、市は、別に掲げる様式第15による被災状況調査票によって、被害状況を調査し、これを被災台帳とする。
- ② 市は、災害による被災証明書の発行の必要があるときは、次の要領により行う。
 - ア 被害状況の確認ができないときは、とりあえず本人の申出により、別に掲げる様式第16による仮被災証明書を発行する。
 - イ 被災者の被災状況の調査確認を終了した後は、申出により別に掲げる様式第17による被災証明書を、仮被災証明書を発行した者については、被災台帳に記載されている者に限り、申出により被災証明書に切り替え発行する。

3-4-2 職権の一部委任

災害救助法が適用された場合における同法に基づく救助は、県が実施機関となり、市はその補助機関として行うことになるが、県が救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、災害救助法第30条第1項及び同法施行令第23条第1項の規定により市が行うこととする事務の内容及び市が当該事務を行うこととする期間を市に通知することとし、この場合において市は当該期間において当該事務を行わなければならないことと

なる。次に掲げるものを除く救助の実施は市へ委任されている。

(1) 応急仮設住宅の供与

(2) 医療及び助産

(3) 住宅の応急修理

3-5 応援協力・派遣要請

3-5-1 応援協力

3-5-1-1 市における措置

(1) 知事に対する応援要求等（災害対策基本法第68条）

市長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、愛知県知事に対して応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請する。

(2) 他の市町村長に対する応援要求（災害対策基本法第67条）

市長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村長に対して応援を求めることができる。

なお、市長は、あらかじめ災害時の応援に関する協定を締結し、その協定に基づき応援を求めるものとする。

また、協定に基づく応援で不足する場合には、協定外の市町村に対して応援を要求する。

（資料）34大規模災害時の相互応援に関する協定〔資料編〕

(3) 「被災市町村広域応援の実施に関する協定」に基づく応援

市長は、当協定に基づき行われる応援について、県、県市長会、県町村会及び他の市町村と調整・連携した上で実施するものとする。

3-5-1-2 災害緊急事態

内閣総理大臣が災害緊急事態の布告を発し、市内が関係地域の全部又は一部となった場合、市、県をはじめ防災関係機関は、政府が定める対処基本方針に基づき、応急対策を推進し、市の経済秩序を維持し、その他当該災害に係る重要な課題に適切に対応する。

3-5-1-3 経費の負担

応援を受けた際における経費の負担方法は、「災害対策基本法施行令」の定めるところによる。

3-5-1-4 応援要員の受入体制

防災関係団体が災害応援対策を実施するにあたり、各機関が県外から必要な応援要員を導入した場合、派遣先の市長は、これらの要員のための宿泊施設等について、各機関の要請に応じて可能な限り準備するものとする。

3-5-2 応援部隊等による広域応援等

3-5-2-1 緊急消防援助隊等の応援要請

- (1) 市長は、大規模な災害等が発生した場合は、愛知県内広域消防相互応援協定に基づく援助要請及び緊急消防援助隊の要請を行うものとする。
- (2) 応援活動部隊の野営施設又は宿泊施設及び車両等の保管場所等の活動拠点を確保する。
- (3) 消防本部庁舎において緊急消防援助隊指揮支援本部の設置・運営に協力する。

3-5-2-2 海上保安庁の応援要請の依頼

- (1) 市長は、災害の発生に際し必要な場合は、知事に対して、海上保安庁の応急措置の実施の要請を依頼するものとする。
- (2) 依頼は、応急措置を希望する期間、区域、活動内容等の事項を明示した要請書により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電信若しくは電話をもって依頼し、事後速やかに要請書を提出するものとする。
また、知事に応急措置の実施要請を依頼できない場合は、直接海上保安官署を通じて、第四管区海上保安本部長に対して要請することができるものとする。この場合、市長は、事後速やかにその旨を知事に連絡するものとする。

3-5-2-3 応援要員の受入体制

防災関係機関が災害応急対策を実施するにあたり、各機関が県外から必要な応援要員を導入した場合、知事及び派遣先の市町村長は、これらの要員のための宿泊施設等について、各機関の要請に応じて、可能な限り準備するものとする。

3-5-3 自衛隊の災害派遣

3-5-3-1 自衛隊における措置

- (1) 大規模な災害が発生した際には、発災当初においては被害状況が不明であることから、自衛隊は、いかなる被害や活動にも対応できる態勢で対応する。また、人命救助活動を最優先で行いつつ、生活支援等については、地方公共団体、関係省庁等の関係

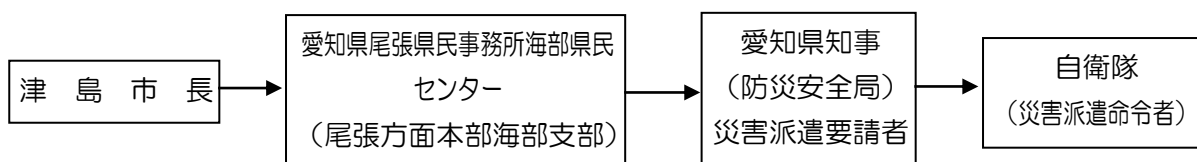
者と役割分担、対応方針、活動期間、民間企業の活用等の調整を行うものとする。

- (2) 陸上自衛隊第10師団長等は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、災害派遣要請者から人命財産の保護のための災害派遣の要請を受けた場合には、その内容及び自ら収集した情報に基づいて部隊等派遣の必要の有無を判断し、適切な措置をとる。
- (3) 災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、愛知県知事等の要請を待ついとまがないときは、部隊等の長は、要請を待たないで部隊等を派遣した後に、愛知県知事等から要請があった場合には、その時点から当該要請に基づく救援活動を実施する。

3-5-3-2 災害派遣要請

(1) 要請者 愛知県知事

(2) 要請手続き



(注) 市長は、時間にいとまがない場合等、やむを得ない場合は、直接知事（防災局）に派遣要請を依頼する。この場合も、できるだけ速やかに、尾張方面本部海部支部（海部県民センター）へも連絡すること。

3-5-3-3 災害派遣の要請を受けることができる者及び担任地域

| 災害派遣の要請を受けることができる者 | 担任地域 |
|----------------------------|------|
| 陸上自衛隊第10師団長 | 県内全域 |
| 航空自衛隊第1輸送航空隊司令 (小牧基地司令) | 県内全域 |
| 海上自衛隊横須賀地方總監 | 県内全域 |

※ただし、尾張西部の連絡・調整は第35普通科連隊長担任

陸上自衛隊第10師団長

[052-791-2191]

課業時間内：内線531（防衛班）

課業時間外：内線301（当直室）

航空自衛隊第1輸送航空隊司令（小牧基地司令）

[0568-76-2191]

課業時間内：内線4032（防衛部）

課業時間外：内線4017（基地当直）

海上自衛隊横須賀地方總監

[046-823-1009] (オペレーション直通)

3-5-3-4 災害派遣要請の要求等

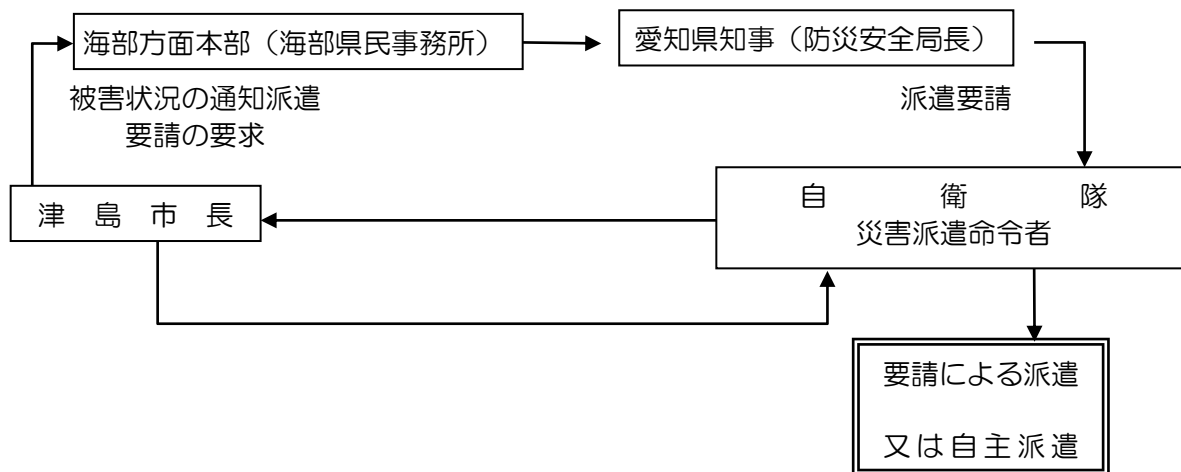
- (1) 市長は、天災地変その他の災害に際して、人命又は財産の保護のため必要があると認めるときは、別に掲げる様式第61により、愛知県尾張県民事務所海部県民センターを経由し、愛知県知事に対して自衛隊の災害派遣の要請を求めることができる。
- (2) 市長は、(1)の要求ができない場合は、その旨及び災害の状況を自衛隊に通知することができる。ただし、通知したときは、速やかに愛知県知事にその旨を通知しなければならない。

なお、緊急を要するとき、その他やむを得ない理由により文書によることができないときは、とりあえず電話その他の迅速な方法により連絡し、事後速やかに文書を提出する。又、災害派遣を要請した場合並びに要請が予想される場合で、特に自衛隊との連絡を密にする必要があると認められたときは、あらかじめ自衛隊連絡幹部の派遣を依頼し、情報の交換、部隊の派遣等に関し連絡調整を図る。

(3) 派遣要請依頼書（様式第61）の記載事項

- ① 災害の情况及び派遣を要請する事由
 - ア 災害の状況（特に災害派遣を必要とする区域の状況を明らかにする。）
 - イ 派遣を要請する事由
- ② 派遣を希望する期間
- ③ 派遣を希望する区域及び活動内容
 - ア 派遣を希望する区域
 - イ 活動内容（遭難者の捜索援助、道路啓開、水防、輸送、防疫等）
- ④ その他参考となるべき事項（作業用資材、宿舎の準備状況など）

(4) 災害派遣要請等手続系統



(注) 市長は、時間にいとまがない場合等、やむを得ない場合は、直接知事（防災安全局）に派遣要請を依頼する。この場合も、できるだけ速やかに、海部方面本部（海部県民事務所）へも連絡すること。

3-5-3-5 災害派遣部隊の受入体制

災害派遣要請者は、自衛隊の災害派遣が決定(自衛隊の自主派遣を含む。)したときは、市長に受入体制を整備させ、必要に応じて職員を派遣し、派遣された部隊長及び派遣を受けた市又は関係機関相互の連絡にあたるとともに、自らも自衛隊と緊密に連絡をとる。

なお、市長は、次の点に留意して、派遣部隊の活動が十分に達成されるよう努めなければならない。

- (1) 職員の中から派遣部隊との連絡責任者を指名する。
- (2) 応援を求める内容、所要人員及び資機材等の確保について計画をたて、部隊到着後は速やかに作業が開始できるようあらかじめ準備しておく。
- (3) 部隊が到着した場合は、部隊を目的地に誘導するとともに部隊指揮官と協議して、作業が他の機関の活動と競合重複することがないように最も効果的に作業が分担できるよう配慮する。
- (4) 自衛隊の宿泊施設又は野営施設及び車両等の保管場所を確保する。
- (5) ヘリコプターによる災害派遣を受入れる場合は、次の事項を準備する。

① 事前の準備

ア ヘリポート用地として、下記の基準を満たす地積を確保する。その際、土地所有者又は管理者との調整を確実に実施しておく。

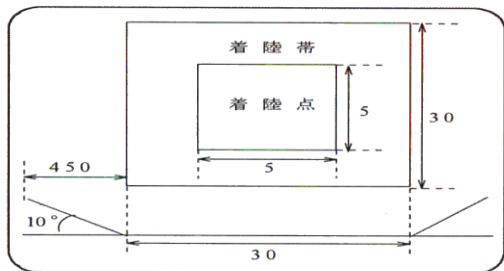
イ ヘリポートの位置の確認のため、ヘリポート及びその周辺地域を含む地図(縮尺1万分の1程度のもの)を提供する。

ウ 夜間等の災害派遣に備えて、ヘリコプターの誘導のための照明器具を配備するとともに、緯度・経度によりヘリポート位置を明らかにする

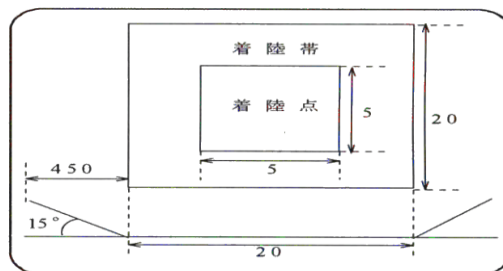
エ 自衛隊があらかじめ行う各ヘリポートへの離着陸訓練の実施に対して協力する。

(7) 離着陸地点及び無障害地帯の基準

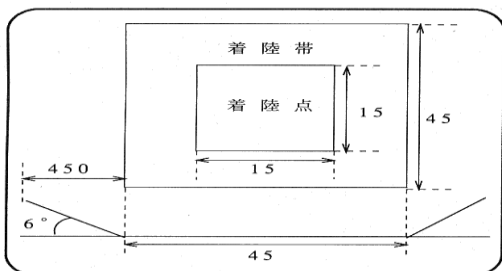
(a-1) 小型機 (OH-6) の場合《標準》



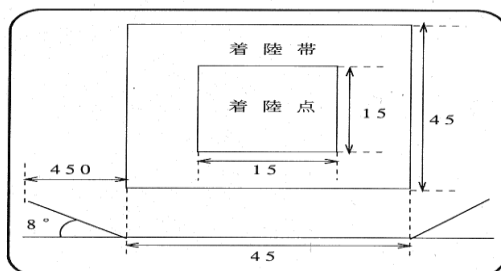
(a-2) 小型機 (OH-6) の場合《応急》



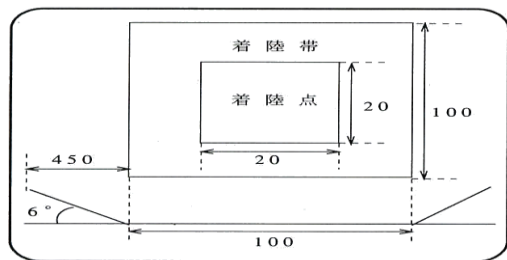
(c-1) 大型機 (V-107 及び UH-60J) の場合《標準》



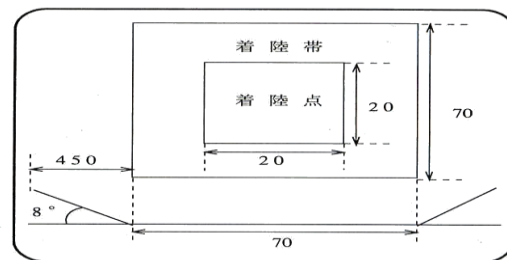
(c-1) 大型機 (V-107 及び UH-60J) の場合《応急》



(d-1) 大型機 (CH-47) の場合《標準》



(d-1) 大型機 (CH-47) の場合《応急》

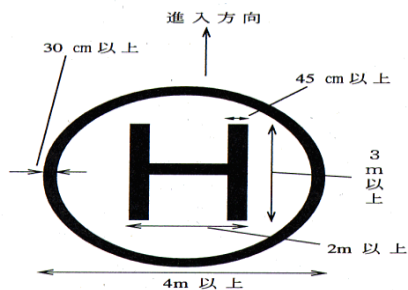


(単位: m)

② 受入時の準備

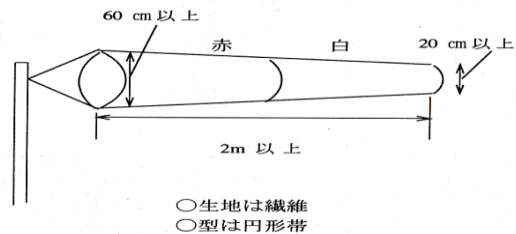
ア 着陸点には、下記基準のⓂ記号を風と平行方向に向けて標示するとともに、ヘリポートの近くに上空から風向、風速の判定ができる吹き流しを掲揚すること。

(a) Ⓜ記号の基準



○石灰で標示、積雪時は墨汁、絵具等で明瞭に標示。

(b) 吹き流しの基準



(注) 吹き流しがない場合は、吹き流しに準ずる規格の旗を掲揚。

イ ヘリポート内の風圧に巻き上げられるものは、あらかじめ撤去する。

ウ 砂塵の舞い上がる時は散水、積雪時は除雪又ははてん圧を実施する。

エ ヘリポート付近の住民に対して、ヘリコプターの離着陸等について広報を実施

する。

才 物資を搭載する場合は、その形状と重量を把握し、事前に自衛隊と調整を行う。
力 離着陸時のヘリポートには、関係者以外立ち入らせない。

3-5-3-6 撤収要請依頼

市長は、自衛隊の災害派遣の目的を達成したとき、又は必要がなくなったときは、速やかに災害派遣要請者に対して別に掲げる様式第62により撤収要請を依頼する。

3-5-3-7 災害派遣に伴う経費の負担区分

(1) 自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として市が負担するものとし、下記を基準とする。

- ① 派遣部隊の宿営及び救援活動に必要な土地、建物等の使用料及び借上料
- ② 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱費（自衛隊の装備品を稼働させるため通常必要とする燃料を除く。）、水道料、汚物処理料、電話等通信費（電話設備費含む。）及び入浴料
- ③ 派遣部隊の救援活動に必要な自衛隊装備以外の資材、器材等の調達、借上げ、その運搬、修理費
- ④ 県・市・町・村が管理する有料道路の通行料

(2) 負担区分について、疑義が生じた場合あるいはその他の必要経費が生じた場合は、その都度協議して決めるものとする。

3-5-4 ボランティアの受入れ

3-5-4-1 方針

地震により大きな災害が発生した場合、平常時よりもはるかに大量かつ広範な各種救援要請が発生し、通常の行政システムや処理能力を質・量ともに越えることが予想される。この際には、公平を原則とする行政と自由で多彩な対応を取ることができるボランティアとが、相互の活動原理の相違を認識し、協力関係を築きながら被災者を支援することが不可欠である。

そこで、被災地の速やかな自立や復興を進めるために、災害時に全国各地から集まるボランティアについての窓口を設置して適切な受入れを行うことにより、ボランティア活動が円滑に行われるよう努めるものとする。

3-5-4-2 実施内容

(1) 市における措置

- ① 市は、災害ボランティアセンターを速やかに設置するために、「津島市災害ボランティアセンターの開設及び運営等に関する協定」の定めるところにより津島市社会福祉協議会へ開設を要請する。

また、災害時のコーディネーターの派遣に協力するボランティア関係団体（協力団体）にコーディネーターの派遣を要請する。

- ② 災害ボランティアセンターに配置された市職員は、ボランティアの受入れに関してコーディネーターの自主性を尊重し、市災害対策本部との必要な情報提供や資機材の提供などを行うなどの支援を行う。

(2) コーディネーターの役割

- ① 災害ボランティアセンターに派遣されたコーディネーターは、ボランティアの受入れ（受付、需給調整など）やボランティアへの支援要請の内容把握等を行う。
- ② 県の広域ボランティア支援本部に派遣されたコーディネーターは、災害ボランティアセンターのボランティアの受入れが円滑に行えるように、次のような支援を行う。

ア 災害対策本部やボランティア関係団体等を通じて得たボランティアへの支援要請の内容やボランティアの確保・あっせんなどの情報を提供する。

イ ボランティアの受入れに必要な物資等の調整を行う。

ウ 協力団体やその他NPO・ボランティア関係団体等と連携して、コーディネーターの交替要員の確保・あっせんを行う。

エ NPO・ボランティア関係団体と連携し、必要なボランティアの確保・あっせんを行う。

オ 必要に応じ、秘書広報班を通じ、ボランティアの受入れに関する情報を報道機関に提供する。

- ③ コーディネーターは、行政機関、協力団体、ボランティア関係団体等と相互に連携し、ライフラインの復旧や仮設住宅への入居等の状況を踏まえ、適当な時期以降、被災地の自立をより一層進めるために、ボランティア活動から地元の自主的な相互扶助等への円滑な移行ができるように努めるものとする。

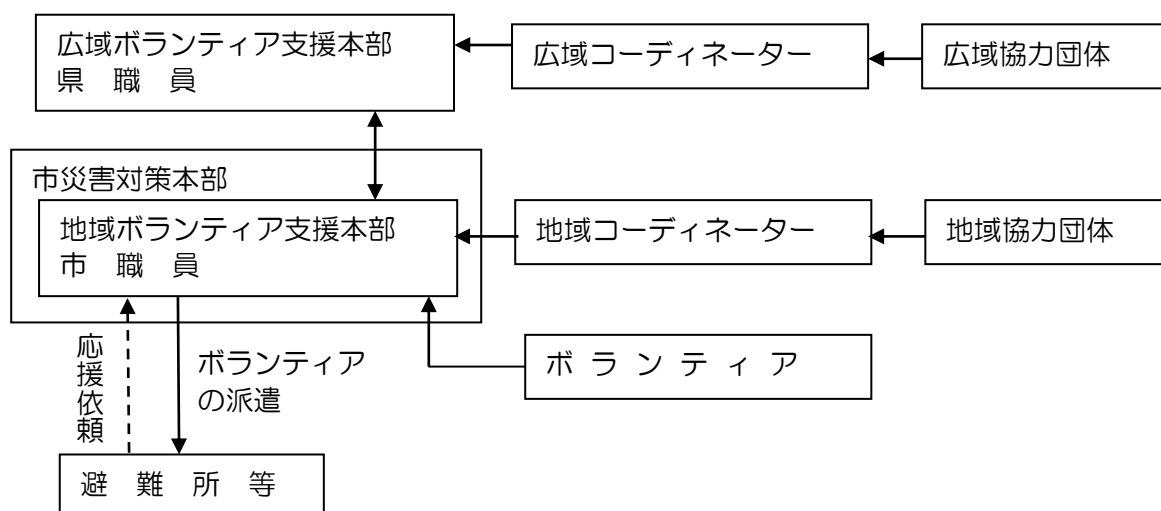
(3) NPO・ボランティア団体等との連携

市及び県は、社会福祉協議会、県内及び県外から被災地入りしているNPO・ボランティア関係団体等と、情報を共有する場において、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握し、連携のとれた支援活動を展開するよう努める。

(4) 協力が予想されるNPO・ボランティア関係団体等

- ① 日本赤十字奉仕団
 - ア 地域赤十字奉仕団
 - イ 特別奉仕団
- ② 一般社団法人日本ボーイスカウト愛知連盟津島第1団・第2団
- ③ 一般社団法人ガールスカウト日本連盟愛知第21団
- ④ 津島市女性の会
- ⑤ 津島市防災無線クラブ
- ⑥ 愛知県防災ボランティアグループ
- ⑦ 高等学校
- ⑧ 高等技術専門校
- ⑨ 各種団体
- ⑩ 県外からのボランティア

ボランティアの受入れの流れ



3-5-4-3 その他

ボランティア団体等の協力計画において整備保存すべき帳簿等は、次のとおりである。

ボランティア団体等受入記録簿
その他の参考事項

様式第56（資料編）

3-5-5 防災活動拠点の確保等

3-5-5-1 市、県における措置

- (1) 市は、大規模な災害が発生し、県内外からの広域的な応援を受ける場合に、自衛隊・警察・消防を始めとする広域応援部隊等の展開及び宿営の拠点、資機材、物資の集結・集積に必要となる拠点について、関係機関との調整の上、確保を図るものとする。物資の輸送拠点について、市及び県は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めるものとする。
- (2) 当該拠点は、他の市町村又は県が応援活動を行う場合の活動拠点としての活用も図るものとする。

3-5-5-2 防災活動拠点の確保

市は、受援及び応援のための集結・集積活動拠点として、地区防災活動拠点を下記のとおり指定する。

| 施設名 | 面積(ha) | 付帯施設 | 備考 | 管理者 |
|-----|--------|---------------|-------------|-----|
| 東公園 | 12.5 | 錬成館、 児童科学館 | 駐車場 500台 | 市 |

3-5-6 南海トラフ地震の発生時における広域受援

3-5-6-1 市、県、防災関係機関における措置

南海トラフ地震の発生時においては、国が、「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」に基づき、あらかじめ定められた拠点等に対し、応援部隊等を派遣するとともに、物資の輸送等を行うこととなっている。

市、県、防災関係機関は、「南海トラフ地震における愛知県広域受援計画」に基づき、国が実施する災害応急対策活動に対し、次の広域的な受援活動を実施するものとする。

(1) 緊急輸送ルートの確保

被害が甚大な地域へ人員・物資・燃料等の輸送活動が迅速かつ円滑に行われるための緊急輸送ルートの確保のための活動

(2) 救助・救急、消火活動

あらかじめ定めた救助活動拠点を開設し、広域応援部隊を迅速かつ円滑に受け入れるための活動

(3) 災害医療活動

全国から派遣されたDMAT等による被災地域内における医療機関への支援・調整を行う活動

(4) 物資調達

国が被災県からの具体的要請を待たず支援する避難所避難者への支援物資の受入、配分に係る活動

(5) 燃料・電気・ガスの供給

災害応急活動に必要な燃料や、重要施設の業務継続のための燃料・電気・ガスを確実に確保し、迅速かつ円滑に供給する活動

3-6 救出・救助対策

3-6-1 救出・救助活動

3-6-1-1 市における措置

- (1) 市は、県警察と緊密な連絡のもとに、救出を行い、負傷者については医療機関（救護所を含む。）に搬送する。
- (2) 救出にあたっては、要配慮者を優先する。

3-6-1-2 応援協力関係

市は、自ら救出の実施が困難な場合、他市町村又は県へ救出の実施又はこれに要する要員及び資機材につき応援を要請する。

なお、広域的な消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合、市は、「愛知県内広域消防相互応援協定」及び「愛知県消防広域応援基本計画」の定めるところにより消防相互応援を行うものとする。

緊急消防援助隊の派遣を受けた被災地の市長（又は委任を受けた消防長）はこれを指揮し、迅速に重点的な部隊の配置を行う。

3-6-1-3 整備保存すべき帳簿記録等

- | | |
|----------------------|------------|
| (1) 被災者救出状況記録簿 | 様式第18（資料編） |
| (2) 被災者救出用機械器具・燃料受払簿 | 様式第19（資料編） |
| (3) 被災者救出用機械器具修繕簿 | 様式第20（資料編） |

3-6-1-4 合同調整所の設置

災害現場で活動する警察・消防・海上保安庁・自衛隊の部隊は、必要に応じて、合同調整所を設置し、活動エリア・内容・手順、情報通信手段等について、部隊間の情報共有及び活動調整、必要に応じた部隊間の相互協力を行う。

また、災害現場で活動する災害派遣医療チーム（DMAT）や緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動する。

3-6-1-5 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、市における措置は県及び救助実施市が同法に基づく救助の実施機関となるが、県が実施機関となる当該事務については市長への委託を想定しているため、市が実施する。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

3-6-2 航空機の活用

3-6-2-1 活動内容

防災ヘリコプターは、その特性を十分に活用でき、その必要性が認められる次のような内容の活動を行う。

- (1) 被害状況調査等の情報収集活動
- (2) 食糧、衣料その他の生活必需品及び復旧資機材等の救援物資並びに人員等の輸送
- (3) 災害情報、警報等の広報・啓発活動
- (4) 火災防御活動
- (5) 救急救助活動
- (6) 臓器等搬送活動
- (7) その他防災ヘリコプターによる災害応急対策が有効と認められる活動

3-6-2-2 出動要請

- (1) 市長は、次の要件の一に該当する災害が発生したときは、愛知県知事に防災ヘリコプターの出動要請を行う。
 - ① 災害が隣接する市町村等に拡大し、又はそのおそれがある場合
 - ② 市の消防力では防御が著しく困難な場合
 - ③ その他救急救助活動等において防災ヘリコプターによる活動が最も有効な場合

- (2) 市長は、防災ヘリコプターの応援要請をするときは、あらかじめ県防災局消防保安課防災航空グループに電話等により次の事項について速報を行ってから緊急出動要請書を愛知県知事に提出する。
 - ① 災害の種別
 - ② 災害の発生場所
 - ③ 災害発生現場の気象状態

④ 飛行場外離着陸場の所在地及び地上支援体制

ア 災害現場の最高指揮者の職・氏名及び連絡手段

イ 応援に要する資機材の品目及び数

ウ その他必要な事項

(3) 緊急時応援要請連絡先

県防災安全局消防保安課防災航空グループ

電 話 0568-29-3121

FAX 0568-29-3123

(4) この項に定めるもののほか、防災ヘリコプターの出動に関して必要な事項は、「愛知県防災ヘリコプター運航管理要綱」及び「愛知県防災ヘリコプター緊急運航要領」の定めるところによる。

3-7 消防活動・危険性物質対策

3-7-1 消防活動

3-7-1-1 市における措置

- (1) 市は、速やかに管轄区域内の火災の全体状況を把握するとともに、迅速に重点的な部隊の配置を行うものとする。特に、大規模な震災の場合は、最重要防御地域等の優先順位を定め迅速に対応するものとする。
- (2) 市は、災害事象に対応した防御活動を展開し、市民の生命、身体及び財産を保護するとともに、発災害時の被害を軽減するため、大震火災防御計画を樹立しておくものとする。

3-7-1-2 大震火災防御計画の目標

地震による災害は、地震そのものの強さやその他の条件によって大小さまざまであるので、被害発生規模により物的被害の軽減から人命の安全確保まで、段階的に防御対象と範囲を定め、もっとも効率的な被害軽減を目標として計画する。なお、激甚な大規模災害が発生した場合、消火栓の使用不能、道路寸断等により、早期に消防力が投入できないことも考えられるため、そうしたことを踏まえた防御計画とする。

- (1) 火災が比較的少ない場合は、すべての火災に出動し、全火災を鎮圧する。
- (2) 火災が多い場合は、重要地域及び重要対象物を優先的に防御する。
- (3) 火災が著しく多発し、最悪の条件下においても避難路等の確保により、人命の安全だけは確保する。

3-7-1-3 大震火災防御計画の推進

(1) 防御方針

- ① 火災の発生が少ないと判断したときは、積極的な防御を行い、一挙鎮圧を図る。
- ② 火災件数が消防力を上回るような場合は、重要かつ消防効果の大きい火災を優先的に防御する。
- ③ 火災が随所に発生し、消防隊個々の防御では効果を収め得ない場合は、部隊を集中して人命の確保と最重要地域の確保のための防御にあたる。
- ④ 火災が著しく多発、住民の生命に危険を及ぼすことが予想される場合は、全力を尽くして避難者の安全確保のための防御にあたる。
- ⑤ 大量の人命救助事象が発生した場合には、火災状況により優先的にこれを実施す

る。

- ⑥ 中高層建築物等で多数の消防部隊を必要とし、他への延焼危険が少ない火災は、他の延焼の火災を鎮圧した後に部隊を集中して防御にあたる。
- ⑦ 大工場、大量危険物貯蔵施設等から出火した場合、あるいは既に延焼してしまった場合は、初期においては、木造建築物密集箇所への延焼危険のある部分のみ防御し、後に上記の要領により防御する。
- ⑧ 火災及び水災等の災害が同時に発生した場合は、原則として火災防御を優先とする。

(2) 重要対象物の指定

消防長は、避難所、救援物資の集積場所、救護所、応急復旧に直接必要な災害対策の中核機関、市民生活に直接影響を及ぼす公共機関及び報道機関等の施設を、地震時における重要対象物として指定する。

(3) 延焼阻止線

延焼阻止線は火災発生地域の延焼火災及び消火不能地域からの延焼拡大した火災を延焼阻止効果のある所で集中的に防御し、阻止しようとするもので、地形地物、空地、水利の状況と動員部隊とを勘案して予定する。(25m以上の道路)

(4) 避難場所、避難路

避難場所は、市決定の避難場所と他の機関が定める避難場所を熟知しておくものとする。

また、避難場所に通ずる幹線道路を一応の避難路とするが、防御の重点は、河川に面した所は橋りょう付近、その他の地点については、避難上混乱を生ずるとと思われる地点とする。

(5) 消防活動計画図の作成

消防活動計画図は部隊運用の基本をなすもので、危険区域、木造住宅の密集状況、通行可能道路、使用可能水利、延焼阻止線、避難場所、避難路などを調査し作成するものとする。

(6) 部隊運用要領

① 消防の組織

ア 消防指揮本部の設置

大地震の発生により火災等の災害発生が予測された場合は、平常の事務を一時停止して、消防指揮本部を設置し、災害の活動に専念する。

イ 消防団本部の設置

消防団長は、消防指揮本部の設置とともに消防団本部を設けて、所属団員を指揮して所轄区域内の消防団活動にあたる。

② 消防隊の部隊運用要領

ア 重要な地域の火災を重点とした部隊運用を図る。

イ 避難命令が出された場合は、人命の安全確保を最大の目的とした避難路確保に全力を尽くして防御にあたる部隊運用を図る。

(7) 計画の検討・調整

集中防御地点・避難予定路等の決定に当たっては、隣接署（本部）に重大な影響を及ぼすので、木造住宅の密集状況や航空写真などにより検討し、隣接署（本部）との調整を図る。

(8) 広域的な消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合、市は、「愛知県内広域消防相互応援協定」及び「愛知県消防広域応援基本計画」の定めるところにより消防相互応援を行い、県は、消防庁長官に対して緊急消防援助隊の応援、ヘリコプターによる広域航空消防応援等の要請を行うなど、全国的な消防応援体制の充実を図る。

3-7-1-4 消防団活動

消防団は地域に密着した防災機関として、次により出火防止をはじめとする住民指導及び現有装備を活用して、延焼火災その他の防御にあたるものとする。

なお、激甚な大規模災害が発生した場合、指揮命令系統の途絶も考えられることから、分団又は班単位で消火、救急救助活動が行えるよう資機材等の整備を検討する。

(1) 出火防止

発災と同時に居住地付近の住民に対し、出火防止を広報するとともに、出火した場合は市民を督励して初期消火の徹底を図る。

(2) 消火活動

消防隊出動不能又は困難な地域における消火活動、あるいは主要避難路確保のため消火活動を単独若しくは消防隊と協力して行う。

(3) 消防隊の応援

消防隊と連携を密にして消火活動に従事するとともに、道路障害の排除及び消防隊の誘導にあたる。

(4) 救急救助

要救助者の救助・救出と負傷者に対する止血その他の応急処置を行い、安全な場所へ搬送を行う。

(5) 避難方向の指示

避難の指示、勧告がなされた場合は、これを市民に伝達するとともに、関係機関と連絡をとりながら火勢の状況等正しい情報に基づき、市民に安全な方向を指示する。

3-7-2 危険物施設対策

地震により危険物施設が被害を受け、又は危険物の流出その他の事故が発生した場合は、災害の拡大を防止し被害の軽減を図るため、適切かつ迅速な防災活動を実施し、事業所の関係者及び周辺住民に被害を及ぼさないように努める。

(1) 防災要員の確保

事業所の所有者等は、地震発生後直ちに地震に関する情報を収集し、関係者に達するとともに、防災要員を確保する。

(2) 応急点検及び応急措置

事業所の所有者等は、危険物施設の実態に応じ、危険物の流出又は出火等のおそれのある作業を緊急に停止するとともに、施設の応急点検を行い、被害状況を把握する。

また、危険物施設が被害を受け、又は危険物の流出その他の事故が発生した場合は、災害の拡大を防止するための応急措置を講じるとともに、直ちに警察及び市へ通報する。

(3) 情報の提供及び広報

事業所の所有者等は、地震による災害が発生し、事業所の周辺に被害を及ぼすおそれが生じた場合は、周辺住民に対し、災害の状況及び避難の必要性等に関する正確な情報を速やかに提供するとともに、いたずらに市民の不安を増大させないための災害広報活動を積極的に行う。

(資料) 39災害時の情報収集及び提供並びに応急措置資器材等の提供等に関する協定

〔資料編〕

79危険物（毒物劇物等）大量保有事業所〔資料編〕

(4) 市における措置

① 市は、人的被害の状況、火災の発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模

- に関する概括的な情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡するものとする。
- ② 市は、県に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。

3-7-3 高圧ガス貯蔵所対策

高圧ガス設備が被害を受け、ガス漏えい等異常事態が発生した場合には、高圧ガスによる災害の拡大を防止するための適切かつ迅速な緊急措置を実施し、火災、爆発などの二次災害の防止を図ることにより、周辺住民に被害を及ぼさないように努める。

(1) 地震防災体制の確立

① 防災組織の確立

地震発生後、地震防災本部を設置し、緊急時の指揮命令システムを確保し、地震の規模に応じて、緊急運転、保安防災、避難救護、広報などの地震防災組織を確立する。

② 情報の収集伝達

地震防災本部は、地震発生後、事業所内の被害状況、設備の運転状況を把握するとともに、災害報道などにより、地震の規模、地震地域の全般的被害状況、道路被害状況など必要な情報を収集し、事業所内各部署に伝達する。

また、高圧ガス設備等の被害状況、災害発生状況について、市等関係機関に通報する。

(2) 高圧ガス製造設備の運転停止

大規模な地震が発生した場合又は高圧ガス製造設備の安全な運転に影響を及ぼすと判断される場合は、高圧ガス製造設備の運転を緊急停止する。

(3) 高圧ガス製造設備の運転再開のための点検

高圧ガス製造設備の運転を停止した場合には、高圧ガス保安法に定める「定期自主検査」に準ずる詳細点検を実施した後、運転を再開する。

(4) 高圧ガス製造施設の被害状況点検及び応急対策

① 防災担当及び運転担当は、地震発生後直ちに人身被害、火災、爆発、高圧ガスの大量漏えい等の災害の有無について迅速に一次点検を行い、災害が発生している場合は、災害の拡大防止と安全確保のための防災活動を実施する。

② 一次点検の結果災害が発生していない場合においても、二次点検としてガスの漏えい点検、運転管理点検、保安設備点検を実施する。

(5) 広報

地震により災害が発生し、周辺住民その他第三者に被害を及ぼすおそれのある場合

又は不安を与えるおそれがある場合には、災害の状況や避難の必要性等について、迅速かつ正確な情報提供を実施する。

(資料) 80 ガス製造・大量保有事業所〔資料編〕

3-7-4 毒物劇物取扱施設対策

毒物劇物貯蔵設備が被害を受け、毒物劇物の流出事故が発生した場合には、それによる被害の拡大を防止するために、第一に当該施設の従業員及び周辺の住民に対し、それらの情報等を提供し早急に避難させることが重要であるので、その対策については次のとおりとする。

- (1) 地震発生後、毒物劇物タンク等の被害状況の情報収集に努める。
- (2) 災害の状況等により事故処理剤が不足する場合、県へ要請するものとする。
- (3) 地震により災害が発生し、当該施設の従業員及び周辺住民等に被害を及ぼしたり不安を与えるおそれがある場合は、災害の状況及び避難の必要性等について速やかに正確な情報を提供する。

(資料) 79 危険物（毒物劇物等）大量保有事業所〔資料編〕

(4) 市における措置

- ① 市は、人的被害の状況、火災の発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的な情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡するものとする。
- ② 市は、県に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。
- ③ 災害の状況等により事故処理剤が不足する場合、事故処理剤の確保について県に要請する。
- ④ 地震により災害が発生し、周辺住民等に被害を及ぼしたり不安を与えるおそれがある場合は、災害の状況や避難の必要性等について、速やかに正確な情報を提供する。

3-8 医療救護・防疫・保健衛生対策

3-8-1 医療救護

3-8-1-1 市における措置

- (1) 市は、津島市民病院等において医療活動を行うほか、必要に応じて医療救護所を設置し、地区医師会、郡市区歯科医師会、地区薬剤師会等に対して協力を求め、地域の医療体制確保に努めるものとする。
- (2) 市は、保健医療調整会議に参画して、管内の医療ニーズや医療救護活動を報告するとともに、関係機関との情報の共有を図り、また、必要に応じて医療チーム等の派遣や、医薬品供給等の支援を要請する。

3-8-1-2 地元医師会、災害拠点病院における措置

- (1) 地元医師会、災害拠点病院は、保健医療調整会議に参画して、情報の共有を図る。
- (2) 初期においては、地元医師会及び付近の災害拠点病院が臨機応急な医療活動に努める。
- (3) 災害拠点病院は、地元医師会の医療活動を支援するとともに、被災地からの重傷患者等の受入拠点及び広域搬送の拠点となる。

3-8-1-3 DMAT指定医療機関における措置

DMAT指定医療機関に所属する災害派遣医療チーム（DMAT）は、地域内活動として地域内搬送・病院支援・現場活動の業務を行う。

3-8-1-4 救急搬送の実施

患者の搬送は、原則として救急隊によって行う。ただし、救急車両が手配できない場合は、市及び救護班で確保した車両により搬送を実施する。

なお、道路や交通機関の不通時等又は遠隔地へ重症患者を搬送する場合には、ドクターヘリ等を活用する。

3-8-1-5 医薬品その他衛生材料の確保

- (1) 市は、災害発生後、医薬品の販売業者等の被害状況を速やかに把握するとともに、災害時における生活物資の確保及び調達に関する協定に基づいて中北薬品の協力を得て、医薬品等を調達する。
- (2) 医療救護活動に必要な医薬品は、最寄りの医薬品等販売業者等から調達することを原則とし災害の状況等により不足する場合は、市は2次医療圏等の区域ごとに設置される保健医療調整会議に調達の要請をする。
- (3) 市薬剤師会は、市の要請に基づき医薬品などの供給及び支援薬剤師の派遣に協力する。

3-8-1-6 血液製剤の確保

保存血液等については、日赤血液センターが確保に努め、県等に調達を要請する。
また、通常の輸送体制がとれない場合は、県等に要請し、ヘリコプター等による空輸を行う。

3-8-1-7 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、県及び救助実施市が同法に基づく救助の実施機関となる。ただし、当該災害が局地災害の場合は、県が実施機関となる当該事務については市長への委任を想定しているため、市が実施することとなる。また、当該災害が広域災害の場合は、日本赤十字社愛知県支部への救助事務の委託を想定している。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

3-8-1-8 整備保存すべき帳簿

| | |
|-------------------|------------|
| 医療救護班名簿（医師会） | 様式第64（資料編） |
| （歯科医師会） | 様式第75（資料編） |
| （薬剤師会） | 様式第86（資料編） |
| 入院指示書（医師会） | 様式第65（資料編） |
| （歯科医師会） | 様式第76（資料編） |
| 医療救護班診療記録簿（医師会） | 様式第66（資料編） |
| （歯科医師会） | 様式第77（資料編） |
| 医薬品及び衛生材料使用簿（医師会） | 様式第67（資料編） |

| | | |
|----------------------|---------|-------------|
| | (歯科医師会) | 様式第78 (資料編) |
| | (薬剤師会) | 様式第88 (資料編) |
| 医薬品及び衛生材料等購入関係支払証拠書類 | | |
| 医療救護班日報 (医師会) | | 様式第68 (資料編) |
| | (歯科医師会) | 様式第79 (資料編) |
| | (薬剤師会) | 様式第87 (資料編) |
| 業務災害報告書 (医師会) | | 様式第69 (資料編) |
| | (歯科医師会) | 様式第80 (資料編) |
| | (薬剤師会) | 様式第89 (資料編) |
| 事故傷病者概要 (医師会) | | 様式第70 (資料編) |
| | (歯科医師会) | 様式第81 (資料編) |
| | (薬剤師会) | 様式第90 (資料編) |
| 費用弁償等請求書 (医師会) | | 様式第71 (資料編) |
| | (歯科医師会) | 様式第82 (資料編) |
| | (薬剤師会) | 様式第91 (資料編) |
| 委任状 (医師会) | | 様式第72 (資料編) |
| | (歯科医師会) | 様式第83 (資料編) |
| | (薬剤師会) | 様式第92 (資料編) |
| 医療費請求書 (医師会) | | 様式第73 (資料編) |
| | (歯科医師会) | 様式第84 (資料編) |
| 扶助金支給申請書 (医師会) | | 様式第74 (資料編) |
| | (歯科医師会) | 様式第85 (資料編) |
| | (薬剤師会) | 様式第93 (資料編) |
| 病院診療所医療実施状況 | | 様式第29 (資料編) |
| 助産台帳 | | 様式第30 (資料編) |
| 助産関係支出証拠書類 | | |

3-8-1-9 応援協力関係

市は、市内の医師をもってしても医療、助産の実施が困難な場合、県又は他市町村へ医療、助産の実施又はこれに要する要員及び資機材につき応援を要請する。

3-8-2 防疫・保健衛生

3-8-2-1 防疫活動

(1) 市は、県に準じて、市災害対策本部の中に防疫組織を設ける。

- (2) 市は、県の指示及び指導に基づき感染症の病原体に汚染された場所の消毒、ねずみ族、昆虫等の駆除を実施する。
- (3) 感染症法による生活の用に供される水の供給を実施する。
- (4) 避難所の生活環境を確保するため、必要に応じ、仮設トイレやマンホールトイレを早期に設置するとともに、被災地の衛生状態の保持のため、清掃、し尿処理、生活ごみの収集処理等についても必要な措置を講ずるように努める。
- (5) 市は、知事から臨時予防接種の実施の指示を受けた場合には、その指示に従い適確に実施する。

3-8-2-2 栄養指導等

- (1) 市及び県は、避難所等における炊き出しの実施に際し、栄養指導を行うとともに、避難所等における被災者の食生活支援・相談を行う。
- (2) 市は、避難所等における被災者に対する健康対策のうち、巡回栄養相談等を必要とする場合は、「災害時における栄養・食生活支援活動に関する協定」に基づき、県を通じ公益社団法人愛知県栄養士会へ支援の活動を要請するなど、避難所等における適切な食事の確保及び提供について、専門性を有した支援の協力が得られるよう努める。

3-8-2-3 健康管理

市及び県は、必要に応じ、避難所等に保健師、歯科衛生士等を配置し、被災者等の健康相談や口腔ケアを行うとともに、保健師、歯科衛生士による巡回健康相談を行う。

なお、要配慮者の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ、医療を確保するとともに、福祉施設等での受入れや介護職員の派遣等、保健・医療・福祉・介護関係者と協力し、健康維持に必要な支援を行う。

3-8-2-4 健康支援と心のケア

(1) 被災状況の把握と避難所・地域の保健活動

市は、地域の被災状況を把握し、避難所等へ保健活動方針と方法を決定し、それに基づき避難所・地域での巡回健康相談及び家庭訪問を実施するなど、住民の健康状態の把握と対応を行う。

- ① 県は、保健活動に必要な災害情報を収集し、市に情報提供と支援を行う。

(2) 長期避難者等への健康支援

- ① 避難生活が長期にわたるとストレスが蓄積し、心身ともに様々な問題が生じやすいため、健康増進への支援、ストレスなど心の問題等を含めた健康相談体制の充実、自治活動の支援等を行う。
- ② ストレス症状の長期化・悪化、あるいはPTSD・うつ病・アルコール依存症の人を適切に専門機関への橋渡しを行うなど、住民のニーズに沿った精神保健福祉相談体制を充実させる。

(3) 子供たちへの健康支援活動

- ① 学校において健康診断を実施するとともに、スクールカウンセラーによる学校内でのカウンセリングや家庭訪問等で心のケアを行う。
- ② 児童相談センターでも相談窓口を設置する。

(4) 職員等支援活動従事者の健康管理

支援活動従事者が過重勤務等から心身のバランスを崩すことを未然に防ぐため、定期的なミーティング等により心身の健康状態を把握し、適切な勤務体制を整える。

(5) 市は、保健活動により、心のケア対応が必要と認める場合は、県に対してDPAT（災害派遣精神医療チーム）の派遣要請を行う。

3-8-2-5 動物の保護

- (1) 被災動物の保護及び受入れは県が行う。
- (2) 獣医師会等関係団体が実施する動物救護活動を支援する。

3-8-2-6 避難所の生活環境管理

市は、避難所の生活衛生を確保するため、飲料水等の衛生指導を行う。

3-8-2-7 応援協力関係

- (1) 市は、県の実施する臨時予防接種について対象者の把握、対象者への連絡等必要な協力をする。
- (2) 市は、自ら防疫・保健活動の実施が困難な場合、他市町村又は県へ防疫・保健活動の実施、又はこれに要する要員及び資機材について応援を要請する。

3-9 交通の確保・緊急輸送対策

3-9-1 基本方針

- (1) 災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、道路交通法及び災害対策基本法に基づき、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限する。
- (2) 災害時においては、対策要員及び資機材の輸送を迅速に行うことが必要であり、このための交通の円滑を期するよう道路、鉄道等交通施設に対する応急復旧活動を実施するとともに、輸送機能の確保に努める。
- (3) 緊急輸送道路等の復旧作業等を他の道路に優先して実施する。なお、津波被害発生時には、くしの歯ルート等の道路啓開を他の道路に優先して実施し、緊急通行車両の通行ルートを確保する。
- (4) 市、県及び関係機関は、応急対策の実施に当たり必要な人員、物資等を迅速に輸送するため、各々が保有する車両等を動員するとともに、運送関係業者等の保有する車両等を調達して、緊急輸送体制を確保するものとする。

3-9-2 道路交通規制等

3-9-2-1 県警察における措置

県警察は、危険防止又は災害の拡大防止を図るとともに、緊急輸送を確保するため、直ちに一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行うものとする。

この場合において、被災地への流入車両等を抑制する必要がある場合には、被災地域周辺の県警察の協力により、周辺地域を含めた広域的な交通規制を実施するものとする。

3-9-2-2 交通規制の内容

- (1) 緊急交通路の確保
 - ア 人命救助、災害の拡大防止、政府・自治体・インフラ関係、負傷者搬送等に要する人員及び物資の輸送を優先した交通規制を行う。
 - イ 緊急交通路として交通規制を実施する範囲は、道路の交通容量（復旧状況）、交通量等に応じて段階的に見直しを行う。
 - ウ 通行を認める車両の範囲は、交通状況、被災地のニーズ等を踏まえ、優先度を考慮しつつ段階的に見直しを行う。

(2) 緊急交通路の通行を認める車両の分類

| 分類 | 態様 |
|--------|--|
| 緊急通行車両 | <ul style="list-style-type: none"> 緊急自動車。 緊急自動車のほか、災害応急対策に使用される車両。 |
| 規制除外車両 | <ul style="list-style-type: none"> 災害対策に従事する自衛隊、米軍及び外交官関係の車両であって特別のナンバープレートを有しているもの。 上記のほか、民間事業者等による社会経済活動のうち大震災発生時に優先すべきものに使用される車両。 |

(3) 交通規制の実施

| 分類 | 態様 | |
|--|--|---|
| 初動対応 | 交通情報の収集 | <ul style="list-style-type: none"> 道路の損壊状況、交通状況等の交通情報の収集に努め、特に緊急交通路に予定されている道路の状況は、通行に支障がないか優先的に確認する。 道路の損壊が見込まれる場所においては、警察署長による交通規制又は現場の警察官の指示により、歩行者及び車両の安全を確保しつつ、道路管理者等と連携し、道路情報の収集を行う。 |
| | 緊急交通路の指定等に係る連絡及び調整 | <ul style="list-style-type: none"> 災対法第76条第1項の規定に基づく交通規制の実施に向け、緊急交通路の指定又は検問体制に係る関係機関との連絡及び調整を行う。 <p>なお、必要に応じて警察署長による交通規制又は現場の警察官の指示により、被災区域への車両の流入抑制を行う。</p> |
| 第一局面 (大震災発生直後) | <ul style="list-style-type: none"> 緊急通行車両及び規制除外車両（民間事業者等による社会経済活動に使用される車両のうち、人命救助及び輸送施設等の応急復旧に必要な車両に限る。）以外の車両については、原則として、第一局面での緊急交通路の通行を禁止する。 交通規制の方法は、災害対策基本法施行規則（昭和37年総理府令第52号）別記様式第2の標示を設置して行う。 <p>なお、信号機の滅灯等がある場合は、信号機電源付加装置の活用等に配慮する。</p> | |
| 第二局面 (交通容量は十分ではないが、第一局面で通行可能な車両以外の車両の通行も可能となった局面) | <ul style="list-style-type: none"> 第一局面において交通規制の対象とした車両について、必要に応じた見直しを図る。 | |

(4) 強制排除措置

ア 緊急交通路を確保するため必要な場合は、緊急通行車両の通行の支障となる車両その他の物件の撤去等の措置等を行う。

- イ 緊急通行車両の通行の支障となる車両その他の物件の撤去等の措置命令に従わない場合又は当該車両その他の物件の運転者等が現場にいないことから措置命令をすることができない場合は、警察官自ら当該措置を行うことができる。この場合やむを得ない限度で当該措置に係る車両その他の物件を破損することができる。
- ウ 警察官の措置命令では車両等の移動ができないとき、一般社団法人日本自動車連盟中部本部愛知支部との「災害時における車両等の除去活動についての協定」に基づきレッカー車等による車両等の除去活動の協力を要請することができる。
- エ 県公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、道路管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動について要請することができる。

(5) 緊急通行車両の確認等

- ア 県公安委員会が災害対策基本法第76条の規定により、緊急通行車両以外の車両について通行の禁止又は制限を行った場合、県又は県公安委員会は、同法施行令第33条の規定により緊急通行車両の確認を行う。
- イ 緊急通行車両であることの確認を受けようとする車両の使用人は、「緊急通行車両等確認届出書」を、県又は県公安委員会の事務担当部局等に提出するものとする。
- ウ 緊急通行車両であると確認したときは、県又は県公安委員会は、「緊急通行車両確認証明書」を、標章とともに申請者に交付する。
- エ 規制除外車両に対する確認事務については、県公安委員会が行う。

(6) 大震災発生時の交通規制計画

大規模な地震が発生した際には、高速道路等に交通規制を実施し緊急交通路として災害応急対策車両等の通行を確保する。

(7) エリア交通規制

被害状況等により県内を名古屋・尾張エリア及び三河エリアに二分し、被害が集中したエリアに対してその境界及び県境において交通の状況に応じた交通の抑制、広報活動等を行う。

(8) 交通情報の収集及び提供

交通管制機器、交通情報板等を活用した交通規制及び道路の被災状況等に係る情報の収集及び提供を行う。

3-9-2-3 自衛官及び消防吏員における措置

派遣を命じられた自衛官及び消防吏員は、警察官がその場にいない場合に限り、それぞれの緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、緊急交通路において災害対策基本法第76条の3の規定により緊急通行車両の通行の妨害となる車両その他の物件に対して必要な措置をとることができる。その場合、措置命令・措置通知書により当該命令及び措置を行った場所を管轄する警察署長に直接又は警察本部交通規制課経由で通知しなければならない。

3-9-2-4 自動車運転者の措置

(1) 車両を運転中に大地震が発生したときは、一般車両の運転者は、次の措置をとることとし、原則として徒歩で避難すること。

- ① 急ハンドル、急ブレーキを避けるなど、できるだけ安全な方法により道路の左側に停止すること。
- ② 停止後は、カーラジオ等により継続して地震情報や交通情報を聞き、その情報や周囲の状況に応じて行動すること。
- ③ 引き続き車を運転するときは、道路の損壊、信号機の作動停止、道路上の障害物などに十分注意すること。
- ④ 車両を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておくこと。
- ⑤ やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを止め、エンジンキーは付けたままするか運転席などの車内の分かりやすい場所に置いておくこととし、窓を閉め、ドアはロックしないこと。
- ⑥ 駐車するときは、避難する人の通行や地震防災応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。

(2) 車両を運転中以外である場合には、次の要領により行動すること。

- ア 津波から避難するためやむを得ない場合を除き、避難のために車両を使用しないこと。
- イ 津波から避難するためやむを得ず車両を使用するときは、道路の損壊、信号機の作動停止、道路上の障害物等に十分注意しながら運転すること。

(3) 災害対策基本法に基づく交通規制が行われたとき

災害対策基本法に基づき緊急通行車両以外の車両の通行が禁止される交通規制が行われた場合、同法第76条の2の規定により、緊急交通路内の一般車両の運転者は、次の措置をとらなければならない。

- ① 速やかに車両を次の場所に移動させること

- ア 緊急交通路に指定された区間以外の場所
- イ 緊急交通路の区域に指定されたときは、当該道路の区間以外の場所
- ② 速やかな移動が困難なときは、車両をできるだけ道路の左端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車すること
- ③ 警察官又は道路管理者の命令や指示を受けたときは、その命令や指示に従って車両を移動等すること

3-9-2-5 相互協力

- (1) 車両の通行を禁止し、又は制限する場合には、できるだけ道路管理者及び関係機関が相互に緊密な連絡を保ち、適切な交通規制を行うようにする。
- (2) 交通規制のため車両が滞留し、その場で長時間停止することとなった場合は、関係機関が協力し、必要な対策を講じるものとする。

3-9-3 道路施設対策

3-9-3-1 市における措置

- (1) 道路被害情報の収集及び関係機関との情報共有
 - ① 巡視等の実施により、被害情報を速やかに把握する。
 - ② 道路情報システムの活用により、関係機関との間で情報の共有を行う。
- (2) 道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路等の機能確保
 - ① 道路、橋梁等の応急復旧計画を樹立して緊急復旧に努める。
 - ② 管理道路における緊急輸送道路指定路線及び重要物流道路（代替路及び補完路を含む。）について、障害物の除去、応急復旧等を行い、道路機能を確保する。
 なお、津波被害発生時には、くしの歯ルート of 道路啓開を他の道路に優先する。
 また、南海トラフ地震の発生時においては、「南海トラフ地震における愛知県広域受援計画」に定めるタイムラインに留意する。
 - ③ 放置車両や立ち往生車両等が発生した場合で、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、道路管理者として、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転手がない場合等においては、自ら車両の移動等を行うものとする。
 - ④ 応急工事の実施が困難な場合、県へ要員の確保について応援を要求する。
 - ⑤ 重要物流道路（代替・補完路を含む。）において、道路啓開の実施が困難な場合、国に代行を要請する。

(3) 情報の提供

緊急輸送道路等の確保状況、通行規制、迂回路等の情報について関係機関、道路利用者等に対して情報提供を行う。

3-9-4 緊急輸送手段の確保

3-9-4-1 輸送機関における措置

鉄道事業者、自動車運送事業者及びその他の輸送機関は、災害輸送を行うにあたって、一般貨客の輸送に優先してこれを行い、必要に応じ運賃の割引、列車・車両の特発、う回運転、代替輸送等臨機の措置を講ずる。

3-9-4-2 市における措置

(1) 市は、あらかじめ定める大地震時における輸送車両等の運用計画又は調達計画により、車両等の調達先及び予定数を明確にし、人員・物資等の輸送手段を確保する。

(2) 市が運用又は調達する輸送車両等で不足が生じた場合は、次の事項を明示して他市町村又は県に調達あっせんを要請する。

- ① 送区間及び借上げ期間
- ② 送人員又は輸送量
- ③ 両等の種類及び台数
- ④ 結場所及び日時
- ⑤ の他必要事項

(3) 整備すべき帳簿記録等

- | | |
|-------------|------------|
| ① 送記録簿 | 様式第50（資料編） |
| ② 料及び消耗品受払簿 | 様式第51（資料編） |
| ③ 送車両修繕簿 | 様式第52（資料編） |

3-9-4-3 緊急輸送の対象となる人員、物資の範囲

- (1) 応急（復旧）対策作業に従事する者
- (2) 医療、通信、調達等で応急（復旧）対策に必要とされる者
- (3) 食糧、飲料水等、その他生活必需物資
- (4) 医薬品、衛生機材等
- (5) 応急（復旧）対策用資材及び機材

- (6) その他必要な人員及び物資、機材
- (7) 被災者（滞留者、要配慮者、傷病者等）及びボランティア

3-10 浸水・津波対策

3-10-1 基本方針

- (1) 市、県及び関係機関は、堤防の崩壊・き裂、水門、樋門、水路等の決壊による浸水のおそれがある場合又は浸水による水災に対し、水防上必要な警戒活動、広報活動、応急復旧活動を適切に実施し、氾濫水による被害の拡大防止に努める。
- (2) 浸水対策については、「愛知県水防計画」及び「海部地区水防事務組合水防計画」に準拠した上で実施する。
- (3) 津波による被害、特に人的な被害を防止するためには、できるだけ早く情報を伝達し、被害を受けるおそれのある地域から住民、環境客等を避難させることが重要となるため、情報伝達、避難誘導を始めとする津波被害に対する応急対策を講ずる。
- (4) 水門等の閉鎖や避難行動要支援者の避難支援などの応急対策を実施するにあたっては、消防職団員、啓作管、市職員など避難誘導や防災対応にあたる者の安全が確保されることを前提とした上で、予想される津波到達時間も考慮するものとする。

3-10-2 浸水対策

3-10-2-1 点検及び応急復旧

- (1) 河川管理者は、地震が発生した場合は、あらかじめ定めた基準により河川の点検を行い、二次災害の可能性が認められる箇所においては、すみやかに応急復旧を行うものとする。
- (2) 排水機場、水門等については、沈下・変形等により運転や開閉操作等が円滑に行われない場合には、すみやかに応急復旧に努める。

3-10-2-2 浸水対策用資機材

- (1) 市は、浸水対策を十分果たせるよう水防等、浸水対策用倉庫等の設備及び浸水対策用資機材を整備するとともに、資機材の緊急調達の方法について、あらかじめ定めておく。

(2) 市が備蓄する浸水対策用資機材に不足を生ずるような緊急事態の場合は、県に対して応急支援の要請をする。

(3) 市は、浸水が発生したときに備え、舟等を利用できる態勢整備を図るものとする。

3-10-2-3 物資等の運搬

浸水が発生したときは、舟等を利用して避難者、物資等の運搬を行う。

3-10-2-4 漏、溢水防止応急復旧活動

各管理者は、堤防、樋門等の被害状況を確認し、必要に応じて応急復旧対策を実施するほか、被害状況に応じて可搬式ポンプによる応急排水を実施する。

3-10-2-5 広域避難

市長は、浸水により市内の避難所が使えないときは、他の市町村に対して広域避難の要請をする。

3-10-3 津波対策

3-10-3-1 情報の伝達

地震発生後の地震・津波情報等の市への伝達は、「3-3 災害情報の収集・伝達・広報」に定めるところにより行われるが、市はこれらに基づき、サイレン、防災ほっとメール等様々な手段を活用して、直ちに住民等への津波災害に備えた情報伝達・広報を行う。

3-10-3-2 避難情報の発令、巡回等

(1) 市は、市地域防災計画に定めるところにより、災害対策本部の設置等の措置を講ずる。

(2) 市は、津波警報等の伝達を受けたとき又は伝達ルートに関係なく覚知したときは、あらかじめ定められた計画に従い、防災ほっとメール、広報車等により避難情報を発令するとともに、避難所の開設を行う。

(3) 市は、災害対策本部が設置された場合、あらかじめ指定した津波危険地域・津波

災害警戒区域内の要配慮者対策に備えた自主防災組織等への活動要請などの必要な措置を講ずる。

3-11 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策

3-11-1 基本方針

- (1) 市は、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、外国人等の要配慮者への支援体制を整備するものとする。
- (2) 帰宅困難者対策は、帰宅困難者等の発生による混乱を防止することが重要であり、「むやみに移動（帰宅）を開始しない」という基本原則の徹底を図るものとする。

3-11-2 避難所の開設・運営

3-11-2-1 市における措置

(1) 避難所の開設

市は、地震災害のため避難した居住者や滞在者等や被災した住民等を、一時的に滞在させるための施設として、避難所を必要に応じて開設するものとする。また、避難所を開設する場合は、あらかじめ施設の安全性を確認するものとする。ただし、ライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。

また、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に県に報告し、県は、その情報を国に共有するよう努めるものとする。

(2) 多様な避難所の確保

要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館・ホテル等を避難所として借り上げるなど、多様な避難所の確保に努めるものとする。

また、事前に避難所として指定した施設等の破損に備えて、避難用テントの備蓄等を計画的に進める。

(3) 他市町村又は県に対する応援要求

市町村は、自ら避難所の開設が困難な場合、他市町村又は県へ避難所の開設につき応援を要求する。

(4) 避難所の運営

市は、避難所内の混乱を防止し、安全かつ適切な管理を図るため、避難所には市の職員等を配置するとともに、避難所の運営に当たっては、次の点に留意する。

① 避難所運営マニュアルに基づく避難所運営

市や県が作成した避難所運営マニュアル等に基づき、避難所の円滑な運営を図ること。

② 避難者の把握

必要な物資などの数量を確実に把握するため、避難者に世帯単位での登録を求め、避難所ごとに避難している人員の把握に努めること。なお、収容能力からみて支障があると判断したときは、速やかに適切な措置を講ずること。また、避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れるものとする。

③ 避難所が危険になった場合の対応

避難所が万一危険になった場合、再避難等についての対策を把握し、混乱のないよう適切な措置を講ずること。

④ 避難者のニーズ把握と生活環境、プライバシーへの配慮

避難者のニーズを早急に把握し、避難所における生活環境に注意を払い、良好な生活の確保に努めるとともに、避難者のプライバシーの確保に配慮すること。

⑤ 避難所運営における女性の参画等

避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努めるものとする。

⑥ 避難者への情報提供

常に市の災害対策本部と情報連絡を行い、正しい情報を避難者に知らせて、流言飛語の流布防止と不安の解消に努めること。

特に、自宅での生活への復帰を避難者へ促す目安となるよう、ライフラインの復旧状況等、日常生活に関わる情報を避難所にも提供するように努めること。

また、目の見えない人や耳の聞こえない人、外国人等へ情報提供方法について、「愛知県避難所運営マニュアル」の「避難所利用者の事情に配慮した広報の例」を参考に配慮すること。

⑦ 要配慮者へ支援

避難所内に要配慮者がいることを認めた場合は、民生委員、自主防災組織、ボランティアなどの協力を得て、速やかに適切な措置を講ずること。なお、必要に応じて福祉施設への入所、保健師、ホームヘルパーなどによる支援を行うこと。

⑧ 物資の配給等避難者への生活支援

給食、給水、その他当面必要とされる物質の配給等、避難者への生活支援にあっ

ては、公平に行うことを原則として、適切迅速な措置をとること。

なお、食物アレルギーや宗教上の理由等により食べられないものがある者について、「愛知県避難所運営マニュアル」を参考に配慮すること。

⑨ 避難所以外の場所に滞在する被災者への対応

避難所のハード面の問題や他の避難者との関係等から、在宅や車中、テントなどでの生活を余儀なくされる要配慮者や、災害が収まった後に家屋の被害や電気、水道、ガス等のライフラインの機能低下により生活が困難となった被災者に対して、その避難生活の環境整備に必要な措置を講じること。

⑩ 避難者、自主防災組織、ボランティア等の協力による運営

避難所における情報の伝達、生活物資の配給、清掃等について、避難者、自主防災組織、避難所運営について専門性を有したNPOやボランティア等の協力が得られるよう努めること。

⑪ ペットの取扱

必要に応じて、ペットの飼育場所の確保に努めるものとし、避難者が避難所へペットを連れてきた場合は、「避難所ペット登録台帳」に登録するとともに、飼育場所や飼育ルールを飼育者及び避難者へ周知・徹底を図ること。また、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。

⑫ 公衆衛生の向上のための事業者団体への要請

市は、災害発生後、一定期間が経過し、避難所の被災者に対する理容及び美容の提供、被災者に対する入浴の提供、及び避難所等で被災者が使用する自治体所有の毛布、シーツ等のクリーニングの提供を必要とする場合は、「生活衛生同業組合との災害時における被災者支援に関する協定」に基づき、県を通じ生活衛生同業組合へ要請する。避難所の衛生的な環境の確保が困難となった場合は、「災害時における避難所等の清掃業務の支援に関する協定」に基づき、県を通じ一般社団法人愛知ビルメンテナンス協会へ業務の提供を要請するなど避難所の公衆衛生の向上に努めるものとする。

⑬ 感染症対策

市は、被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。

3-11-2-2 広域一時滞在に係る協議等

市における措置

市は、災害が発生し、被災した市民の、市区域又は県域を越えての避難が必要となる場合は、同一都道府県内の他の市町村への受入れについては、避難先市町村と直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては、避難先都道府県との協議を県に要求

する。

3-11-2-3 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、県及び救助実施市が同法に基づく救助の実施機関となるが、県が実施機関となる当該事務については市長への委任を想定しているため、市が実施することとなる。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

3-11-2-4 整備保存すべき帳簿等

- | | |
|---------------------------|------------|
| (1) 避難者名簿（世帯別） | 様式第10（資料編） |
| (2) 避難所受入れ台帳 | 様式第11（資料編） |
| (3) 避難所用物品受払簿 | 様式第12（資料編） |
| (4) 避難所設置及び受入れ状況 | 様式第13（資料編） |
| (5) 避難命令（勧告）記録簿 | 様式第14（資料編） |
| (6) 避難所設置に要した支払及び物品受払証拠書類 | |

3-11-3 要配慮者支援対策

3-11-3-1 市における措置

- (1) 避難行動要支援者の安否確認・避難誘導
 - 3-2-4-1 住民等の避難誘導等 参照
- (2) 避難行動要支援者の避難支援
 - 3-2-4-2 避難行動要支援者の支援 参照
- (3) 障がい者に対する情報提供

障がい者には災害情報や支援情報等が伝達されにくいことから、複数の手段を組み合わせるなど伝達方法を工夫して、情報の提供を行う。
- (4) 避難所・在宅等における福祉ニーズの把握と福祉人材の確保

市は被災した要配慮者の生活状況と福祉ニーズを把握し、必要な専門的人材を確保し、ニーズに応じたサービスを提供するものとする。
- (5) 福祉避難所の設置等

自宅や福祉施設が被災した要配慮者について、福祉避難所への移送や、被災を免れ

た社会福祉施設等への緊急入所等、適切な支援を実施するものとする。

また、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないように、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。

(6) 福祉サービスの継続支援

福祉サービス提供者等と連携を図り、福祉サービスが継続されるよう支援するものとする。

(7) 県に対する広域的な応援要請

保健・医療・福祉等専門的人材の確保等において、広域的な応援が必要な場合は、県へ要請するものとする。

(8) 外国人に対する情報提供と支援ニーズの把握

次の方法により災害情報や支援情報等の提供を行うとともに、必要な支援ニーズを収集する。

ア 津島市国際交流協会や各種ボランティア団体との連携

イ 愛知県災害多言語支援センター（大規模災害時に設置）が発信する多言語情報の活用

ウ 通訳ボランティア等の避難所等への派遣

3-11-3-2 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、県及び救助実施市が同法に基づく救助の実施機関となるが、県が実施機関となる当該事務については市長への委任を想定している避難所の供与等の事務については、市が実施することとなる。ただし、災害派遣福祉チーム(DCAT)の編成・派遣については、県が実施する。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

3-11-4 帰宅困難者対策

3-11-4-1 市及び県における措置

(1) 「むやみに移動（帰宅）を開始しない」旨の広報及び一時滞在施設（滞在場所）の確保等

市及び県は、公共交通機関が運行を停止し、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生する場合には、「むやみに移動（帰宅）を開始しない」旨の広報等により、一斉帰宅を抑制し、帰宅困難者の集中による混乱の抑制を図る。

また、必要に応じて、一時滞在施設（滞在場所）の確保等の支援を行う。

(2) 災害情報、徒歩帰宅支援ステーションの情報提供

市及び県は、安全な帰宅のための災害情報を提供するほか、企業、放送事業者、防災関係機関等との連携により、徒歩帰宅者に対して支援ルートやコンビニエンスストアなどの徒歩帰宅支援ステーションの情報提供に努める。

(3) その他帰宅困難者への広報

市及び県は、各種の手段により、徒歩帰宅に必要な装備等、家族との連絡手段の確保、徒歩帰宅経路の確認、事業者の責務等、必要な啓発に努める。

(4) 帰宅途中で救援が必要となった人等の対策

市は、帰宅途中で救援が必要になった人、避難所での受入れが必要になった人への救助対策、避難所等対策を図る。

3-11-4-2 事業者や学校等における措置

事業者や学校などは、発災時には組織の責任において、安否確認や交通情報等の収集を行い、災害の状況を十分に見極めた上で、従業員、学生、顧客等の扱いを検討し、帰宅する者の安全確保の観点に留意して、対策をとるものとする。

3-12 水・食品・生活必需品等の供給

3-12-1 基本方針

- (1) 被災住民に対し、最低限必要な水、食料、生活必需品を供給する。
- (2) 被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達・供給に留意するものとする。また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するものとする。
- (3) 被災者の中でも、交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに、食料、飲料水及び生活必需品等の円滑な供給に十分配慮するものとする。

3-12-2 給水

3-12-2-1 応急給水

水道における震災対策の根本は、市民の生命を預かる水の安定確保であり極力給水の安定化に努めるが、断・減水が発生した場合、被災当初の飲料水や日増しに必要な生活用水など、震災後、その時々に必要な措置を講じる。

給水方法は、断水地区の被害状況を調査して、応急給水体制・応援依頼の規模を設定する。応急給水は、水道施設の稼働状況、配水池等における飲料水の確保（貯留水量）状況等を踏まえ、応急給水班の業務内容に基づき、運搬給水、拠点給水、仮設給水から適切な給水方法を採用して実施する。

- (1) 市は、県の応援を得ながら、被災者等へ飲料水、生活用水等を供給する。
- (2) 市は、断水が生じた場合、目標水量を目安にし、必要な措置を講じる。
- (3) 応急給水は、公平に行うものであるが、医療施設や避難所等を優先的に行うよう配慮する。
- (4) 取水する水源については、最寄りの非被災水道事業者と協議し、確保に努める。
- (5) 応急給水は、被災者等へ飲料水・医療水量・生活水量を供給し、その目標水量は下表のとおりとする。

| 給水段階 | 地震発生からの日数 | 目標水量 | 住民の水の運搬距離 |
|------|-------------|----------|-------------|
| 第1段階 | 地震発生から3日 | 3ℓ/人・日 | おおむね 1km以内 |
| 第2段階 | 4日から10日までは | 20ℓ/人・日 | おおむね 250m以内 |
| 第3段階 | 11日から21日までは | 100ℓ/人・日 | おおむね 100m以内 |
| 第4段階 | 22日から28日までは | 250ℓ/人・日 | おおむね 10m以内 |

- (6) 運搬給水は、給水車又は給水タンク類により飲料水を運搬し、直接市民に給水する方法とする。
- (7) 拠点給水は、配水池や耐震性貯水槽などを給水拠点として仮設給水栓などの応急給水資機材を活用して市民に給水する。
- (8) 仮設給水は、通水可能な配水管の消火栓上に仮設給水栓を設置し応急給水する。

3-12-2-3 応援体制

- (1) 地震災害は、他の災害と異なり被害が広範囲かつ長期化する。このため、市のみでは人員、資機材、装備等のすべてにわたり対応しきれない場合、応援要請を行なう。
- (2) 応援要請は、地震警戒宣言や東海地震観測情報等がなく地震が発生し広域応援が必要な場合、愛知県防災情報システム（愛知県高度情報通信ネットワーク）を使用して愛知県健康福祉部内に設置される「愛知県水道震災復旧支援センター」を通じ水道施設の被害状況並びに応急給水及び応急復旧の要請を行なう。
- (3) 愛知県水道震災復旧支援センターは、日本水道協会本部（水道救援対策本部）の現地本部と協調し被災水道への支援にあたる。
- (4) これ以外の地震災害の場合は、市町村相互の応援により「水道災害相互応援に関する覚書」に基づき応援を要請する。
（資料）33水道災害相互応援に関する覚書〔資料編〕
- (5) 津島市上下水道指定工事店協同組合の協力を得て災害時における市民の生命、身体及び財産の安全と生活を確保するための応急対策を速やかに実施する。
（資料）42災害時における水道施設等の応急対策の協力に関する協定書〔資料編〕

3-12-2-4 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、市における措置は県が実施機関となるが、当該事務は市長への委託を想定しているため、市が実施する。
なお、救助の対象、方法、経費及び機関については、災害救助法施行細則による。

3-12-3 食品の供給

3-12-3-1 市における措置

- (1) 炊き出しその他による食品の給与
市は、炊出し、その他による食品の供給を概ね次のとおり実施するものとする。
 - ① 備蓄物資、自ら調達した食品、(2)の応援要求等により、県、他の地方公共団体、国等によって調達され引き渡された食品を、状況に応じて被災者に供給する。

② 熱源の使用不可能時には、調理が不要な食品及び飲料水(ペットボトル等)を供給する。

第1段階 乾パン、ビスケットなど

第2段階 パン、おにぎり、弁当など

③ 熱源の使用可能時には、簡単な調理を前提とした即席めん、乾めん、生めん、レトルト食品、包装米飯等の食品を供給する。

④ 高齢者や乳幼児等に対しては、雑炊、おじや、粉ミルク等の食品を供給する。また、食物アレルギー等にも配慮し、食品を供給する。

⑤ 在宅での避難者、応急仮設住宅として供給される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても物資等が提供されるよう努める。

(2) 他市町村又は県への応援要求

備蓄物資や自ら調達した食品では、被災者への食品の供給の実施が困難な場合は、他市町村又は県へ応援を要求するものとする。

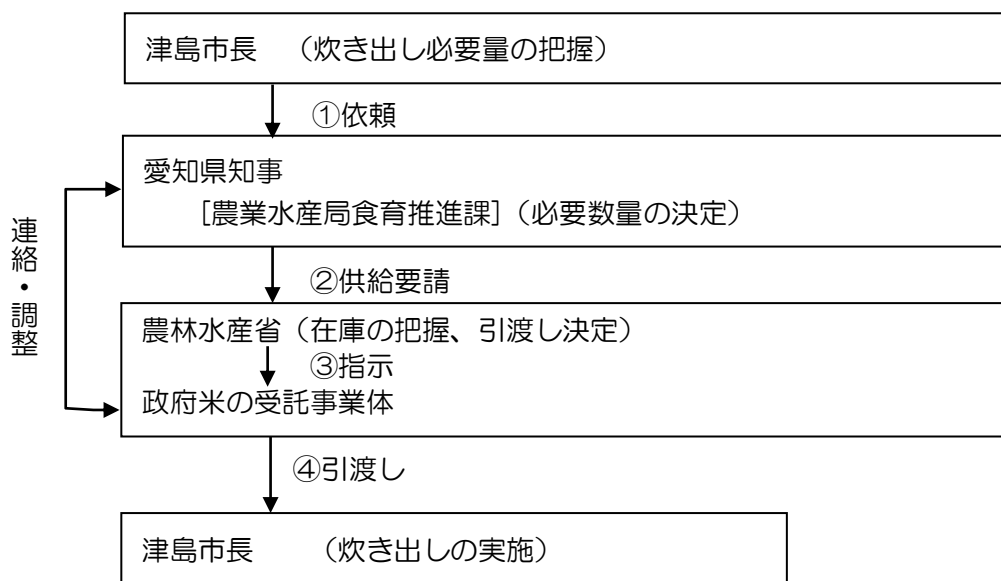
なお、事態に照らし緊急を要する場合は、応援要請を行う前に、国や県による物資輸送が開始される場合があることに留意する。

(3) 米穀の原料調達

① 市は、炊き出しを実施する場合の米穀の原料(玄米)調達にあたっては、「愛知県応急用米穀取扱要領」に基づき実施する。

② 市は、米穀届出事業者等から米穀の原料(玄米)調達が困難な場合は、県と緊密な連絡を図り、「愛知県応急用米穀取扱要領」及び「米穀の買い入れ・販売等に関する基本要領(第4章 | 第11の2に基づく災害救助用米穀の供給に係る手続き)」により調達を図る。

③ 市長は、緊急に必要とする場合は、電話等により愛知県知事に依頼することができるほか、通信途絶などの場合には、農林水産省(政策統括官)に要請を行うことができる。ただし、いずれの場合も、事後、速やかに愛知県知事に報告するものとする。



- ④ 市は、活用可能な精米施設を確保する。なお、長期停電により県内に稼働施設がない場合は、他県施設の活用を申し入れる。

3-12-3-2 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、県及び救助実施市が同法に基づく救助の実施機関となるが、県が実施機関となる当該事務については市長への委任を想定しているため、市が実施することとなる。

なお、救助の対象、方法、経費及び機関については、災害救助法施行細則による。

3-12-3-3 整備保存すべき帳簿等

- (1) 炊き出し給与簿 様式第21 (資料編)
- (2) 炊き出しその他による食品給与物品受払簿 様式第22 (資料編)
- (3) 炊き出し用物品借用簿 様式第23 (資料編)
- (4) 炊き出しその他による食品給与のための食料購入代金等支払証拠書類
- (5) 炊き出しその他による食品給与のための物品受払証拠書類

3-12-4 生活必需の供給

3-12-4-1 市における措置

- (1) 市は、被災者に対して生活必需品の供給を行うこととする。生活必需品は、備蓄物資、自ら調達した物資、(2)の応援要求等により、県、他の地方公共団体、国等によっ

て調達され引渡された物資から、状況に応じて被災者に供給する。

(2) 供給することが困難な場合は、他市町村又は県に対して必要な応援を要請する。

なお、事態に照らし緊急を要する場合は、応援要請を行う前に、国や県による物資輸送が開始される場合があることに留意する。

3-12-4-2 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、及び救助実施市が同法に基づく救助の実施機関となるが、県が実施機関となる当該事務については市長への委任を想定しているため、市が実施することとなる。

なお、救助の対象、方法、経費及び機関については、災害救助法施行細則による。

3-12-4-3 整備保存すべき帳記録等

(1) 物資受払簿 様式第27（資料編）

(2) 物資給与及び受領簿 様式第28（資料編）

3-13 地域安全対策

3-13-1 地域安全対策

3-13-1-1 県警察における措置

(1) 社会秩序の維持対策

- ① 被災地及びその周辺において、独自に又は自主防犯組織等と連携し、パトロールや生活の安全に関する情報の提供等を行い、速やかな安全確保に努めるものとする。
- ② 地域防犯団体等に対して、盗難の予防、交通整理、関係機関が行う諸活動の補助、情報の伝達に関する事項等について、協力を要請する。
- ③ 災害に便乗した犯罪、生活必需物資等の欠乏に伴う悪質業者の買占め、売り惜しみ、暴利販売等については、取り締まりを強化する。
- ④ 災害に乗じたサイバー攻撃に関する情報収集及び県民に対する適切な情報提供を行うなど社会的混乱の抑制に努める。

(2) 広報、相談活動

① 広報活動

被災者の不安を解消し、混乱を防止するため、被害の規模・区域、避難場所、避難経路、救護所の設置場所、高潮等の気象情報、交通規制状況等について積極的な広報を行う。

② 相談活動

警察本部、警察署に災害相談窓口を開設し、又は避難所等を訪問しての各種相談活動を推進する。

(3) 行方不明者発見・保護活動

行方不明者を早期に発見・保護するための活動拠点として、警察署等に行方不明者相談窓口を設置する。

(4) 一般社団法人愛知県警備業協会に対する出動要請

警察本部長は、被災地の被害拡大の防止を図るとともに、救援活動、救護活動等を円滑に実施するため一般社団法人愛知県警備業協会との「災害時における交通の確保等の業務に関する協定」に基づき警備員の出動要請を行うものとする。

3-13-1-2 市における措置

市は、県警察の実施する地域安全活動に対し、積極的に協力する。

3-14 遺体の取扱い

3-14-1 遺体の搜索

3-14-1-1 市における措置

(1) 遺体の搜索

県警察と緊密に連絡をとりながら遺体の搜索を実施する。

(2) 検視（調査）

遺体を発見したときは、警察官の検視（調査）を得る。現場での検視（調査）を得ることができない場合は、発見の日時、場所、発見者、発見時の遺体の状況及び所持品等を明確にする。

※「警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律」に基づき、警察等が死因及び身元を明らかにするために行う調査（外表の調査、死体の発見された場所の調査、関係者に対する質問等）

(3) 応援要求

自ら遺体の搜索の実施が困難な場合、他市町村又は、県へ遺体の搜索の実施、又は実施に要する要員及び資機材について応援を要求する。

3-14-1-2 県における措置

市の実施する遺体の搜索につき特に必要があると認めたときは、市町村に応援するよう指示する。

3-14-1-3 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、県及び救助実施市が同法に基づく救助の実施機関となるが、県が実施機関となる当該事務については市長への委任を想定しているため、市が実施することとなる。

なお、救助の対象、方法、経費及び機関については、災害救助法施行細則による。

3-14-1-4 整備保存すべき帳簿等

遺体搜索状況記録簿

様式第31（資料編）

| | |
|-----------------|------------|
| 遺体捜索用機械器具・燃料受払簿 | 様式第32（資料編） |
| 遺体捜索用機械器具修繕簿 | 様式第33（資料編） |
| 遺体捜索関係支払証拠書類 | |
| 遺体処理台帳 | 様式第34（資料編） |

3-14-2 遺体の処理

3-14-2-1 市における措置

(1) 遺体の安置及び一時保存

遺体の身元識別のため相当の時間を必要とし、又は死亡者が多数のため短時日に埋火葬ができない場合等においては、遺体安置所（寺院などの施設の利用、又は寺院、学校等の敷地に仮設）を確保するとともに、棺、ドライアイス等を調達し、埋火葬等の措置をするまで遺体を一時保存する。

なお、遺体安置所は、十分な広さがあり、遺体安置に適した施設をあらかじめ選定しておくよう努めるものとする。

(2) 遺体の検視（調査）及び検案

警察官の遺体の検視（調査）を得るとともに、医療救護班等の医師に依頼して遺体（医師の診療中に死亡した者を除く）の検案（死亡の確認及び死因その他の医学的検査）を実施する。

(3) 遺体の洗浄等

検視（調査）及び検案を終了した遺体について、遺体の識別のため又は遺族への引き渡しまで相当の期間を要する場合の措置として遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置を行う。

(4) 遺体の身元確認及び引渡し

身元不明の遺体については、警察その他関係機関に連絡し、その調査にあたる。身元が判明し、引取人があるときは、速やかに遺族等へ引き渡す。

なお、被災地域以外に漂着した遺体のうち身元が判明しない者は、行旅死亡人としての取扱いとする。

(5) 応援要求

自ら遺体の処理の実施が困難な場合、他市町村又は県へ遺体の処理又はその実施に要する要員及び資機材について応援を要求する。

また、ドライアイス等遺体の処理に必要な物資については、県にあっせんを依頼す

る。

3-14-2-2 整備保存すべき帳簿等

| | |
|---------------|------------|
| 遺体捜索用機械器具修繕簿 | 様式第33（資料編） |
| 遺体捜索関係支払証拠書類 | |
| 遺体処理台帳 | 様式第34（資料編） |
| 遺体処理費支出関係証拠書類 | |
| 埋火葬台帳 | 様式第35（資料編） |
| 埋火葬費支出関係証拠書類 | |

3-14-2-3 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、県及び救助実施市が同法に基づく救助の実施機関となるが、県が実施機関となる当該事務については市長への委任を想定しているため、市が実施することとなる。

なお、救助の対象、方法、経費及び機関については、災害救助法施行細則による。

3-14-3 遺体の埋火葬

3-14-3-1 市における措置

(1) 死亡届書の受理、火葬（埋葬）許可証の交付

死亡診断書又は死体検案書が添付された死亡届書を受理するとともに、火葬（埋葬）許可証を交付する。

(2) 遺体の搬送

遺体安置所又は火葬場までの遺体の搬送を行う。

(3) 埋火葬

火葬（埋葬）許可証を確認し、遺体を埋火葬する。

(4) 棺、骨つぼ等の支給

棺、骨つぼ等を現物で遺族に支給する。

(5) 埋火葬相談窓口の設置

速やかな埋火葬を要望する遺族のため、必要に応じ、埋火葬相談窓口を設置し、火

葬場、遺体の搬送体制等に関する適切な情報を提供することにより、円滑な埋火葬の実施を支援する。

(6) 応援要求

自ら遺体の埋火葬の実施が困難な場合、他市町村へ遺体の埋火葬又はその実施に要する要員及び資機材について応援を要請する。

この場合において、「災害発生時における火葬場の相互応援協力に関する協定」に基づき要請する。

さらに、必要に応じて県へ応援を要求する。

(資料) 35災害発生時における火葬場の相互応援協力に関する協定書〔資料編〕

3-14-3-2 県における措置

(1) 必要機材等の確保

棺、骨つぼ等埋火葬に必要な資機材や要員、遺体搬送のための車両等の確保に努め、市からの要請に応じて調達あっせん等の措置を講じる。

(2) 応援指示

「災害発生時における火葬場の相互応援協力に関する協定」により、県内の火葬場の被災状況その他広域的な埋火葬に必要な情報を収集し、応援支持をする。。

3-14-3-3 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、県及び救助実施市が同法に基づく救助の実施機関となるが、県が実施機関となる当該事務については市長への委任を想定しているため、市が実施することとなる。

なお、救助の対象、方法、経費及び機関については、災害救助法施行細則による。

3-14-3-4 整備保存すべき帳簿記録等

- | | |
|---------------------|-------------|
| (1) 遺体捜索状況記録簿 | 様式第31 (資料編) |
| (2) 遺体捜索用機械器具・燃料受払簿 | 様式第32 (資料編) |
| (3) 遺体捜索用機械器具修繕簿 | 様式第33 (資料編) |
| (4) 遺体捜索関係支払証拠書類 | |
| (5) 遺体処理台帳 | 様式第34 (資料編) |
| (6) 遺体処理費支出関係証拠書類 | |
| (7) 埋火葬台帳 | 様式第35 (資料編) |

(8) 埋火葬費支出関係証拠書類

3-15 ライフライン施設等の応急対策

3-15-1 上水道施設対策

地震災害により、水道施設に被害が発生し給水区域に断・減水が生じた場合、速やかに応急給水活動や応急復旧活動に着手する。

地震後、直ちに初期調査を実施し、的確に被害状況を把握しできる限り短期間の復旧を目指した応急復旧作業計画を策定する。また、管路の復旧の経過に応じて適宜これを見直す。

応急復旧は、基幹管路から分岐される配水本管、配水支管、給水装置の順に復旧を進める。ただし、被害の程度及び復旧の難易度、被害箇所の重要性、一定の水圧が確保される管網（0.25Mpa）を考慮して給水区域拡大のため最も有効な管路から行なう。

他都市からの応援隊も想定した応急給水・応急復旧などの対策が円滑に活動できるよう、地図、管路配管図、施設図、一般交通案内図などを市役所・配水場等に整備保管する。応急復旧が一応完了した段階で、仮配管などの仮設施設の本格的復旧いわゆる恒久対策を実施する。

3-15-1-1 応援要請等

3-12-2-3 応援体制に準拠し行う。

3-15-2 下水道施設対策

3-15-2-1 下水道管理者（市及び県）における措置

下水道管理者は、災害の発生時において、公共下水道等の構造等を勘案して、速やかに、公共下水道等の巡視を行い、損傷その他の異状があることを把握したときは、次の措置を講ずる。

(1) 下水管渠

管渠、マンホール内部の土砂の浚渫、可搬式ポンプによる下水の送水、仮水路、仮管渠の設置等を行い、排水機能の回復に努める。

(2) ポンプ場、下水終末処理場

各施設の被害状況に応じて、関係機関と調整の上、緊急措置を講ずる。また、停電、断水等による二次的な被害に対しても速やかな対応ができるように努める。

なお、雨水排水機能や下水処理機能に影響が出た場合、雨水排水機能回復を優先し、仮設ポンプ施設や仮管きょ等を設置することにより、応急復旧を図る。

次に、周辺の水環境への汚濁負荷を最小限にとどめるため、下水終末処理場内の使用可能な池等を沈澱池や塩素消毒池に転用する等により、簡易処理機能回復を図るとともに、早急に高級処理機能の回復に努める。

3-15-2-2 応援の要請

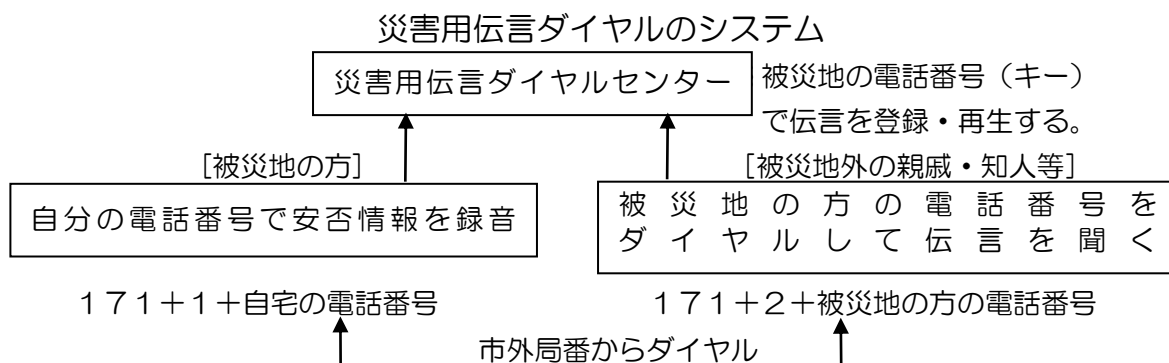
市独自では対応が不十分であると判断された場合には、愛知県を通じて中部10県4市の相互応援体制を定めた「下水道事業災害時中部ブロック支援に関するルール」に基づき、下水道事業災害時中部ブロック支援対策本部へ応援要請する。

3-15-3 一般通信施設等

電気通信施設等に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において当該施設を災害から防除し、一般通信サービスを確保するため電気通信事業者等は以下の措置を講じる。

- (1) 電気通信事業者は、災害が発生した場合は、速やかに職員の非常参集、連絡体制の確保及び対策本部設置等必要な体制をとり迅速に災害の規模、状況等を把握し、災害応急対策及び復旧対策を実施するとともに必要な情報を地方自治体の災害対策機関に連絡する。
- (2) 災害が発生し、又は災害の発生が予想され、通信が輻そうするときは、災害対策上必要な通信を優先的に確保する。
- (3) 災害により地域全般にわたって通信が途絶した場合は、応急措置により最小限の通信を確保するとともに、利用の制限（必要最小限の通話にとどめる。）について、一般利用者等に対する広報活動を実施する。
- (4) 災害が発生した場合に備えて、あらかじめ応急対策計画を定めるとともに、代替機能設備、応急対策用資機材を整備する。
- (5) 西日本電信電話株式会社は、被災地域への通信の疎通確保対策として、災害用伝言ダイヤル及び災害用ブロードバンド伝言板を運用する。

※1 災害用伝言ダイヤルとは、災害時に被災者の安否確認による電話の輻そうを避けるため、被災者の親戚、知人等が直接被災者に電話せず、全国約50カ所に設置された災害用伝言ダイヤルセンターを通じて被災者の安否の確認を行うものである。



| 項目 | 内容 |
|----------------------|---|
| 伝言の録音、再生が可能な電話番号（キー） | 被災地を中心とした生活圏のNTT一般電話番号（市外局番を含む。また、災害発生時にNTTが県単位に指定する。） |
| 利用可能電話 | NTTの一般電話（プッシュ式、ダイヤル式） 公衆電話、INSネット64、INSネット1500 メンバーズネット（オフセット通話利用時） 携帯電話、PHS（一部事業者を除く） |
| 伝言蓄積数 | 1電話番号あたり1～10伝言 |
| 伝言録音期間 | 1伝言30秒以内 |
| 伝言の保存期間 | 登録後2日間（48時間） |
| 伝言の消去 | 保存期間経過時に自動消去 |
| 利用料金 | 発信地～被災地電話番号間の通話料（登録、再生とも必要） |
| 暗証番号付き伝言 | 4桁の暗証番号（登録：171+3+暗証番号、再生：171+4+暗証番号） |

※2 災害用ブロードバンド伝言板とは、災害用伝言ダイヤルの提供に準じて運用し、インターネットを利用して安否確認を行うものである。

(6) 株式会社NTTドコモは、大規模な災害時に携帯電話やスマートフォンで安否確認ができる「災害用伝言板」を提供する。「災害用伝言板」は、大きな災害が発生した時に、被災地域の住民や滞在中の方が携帯電話やスマートフォンから自身の状況を登録することができ、登録された安否情報はインターネットなどを通じて、全世界から確認することができる災害時専用のサービスで、あらかじめ指定した家族などに対し、災害用伝言板に登録したことをメールで知らせたり、被災地の方に災害用伝言板への安否情報の登録を依頼することも可能である。

(利用料金は無料)

| 項目 | 内容 |
|--------------|---|
| 運用条件 | 震度6弱以上の地震などの災害が発生した場合 |
| メッセージ登録可能エリア | ・全国のFOMA、Xiサービスエリア ・Wi-Fi（インターネット）経由のアクセスが可能なエリア |
| メッセージ登録可能件数 | 電話番号あたり10件 ※10件を超えるメッセージは、古いものから順次上書き |

| | |
|----------------------------|--|
| アクセス方法 | <ul style="list-style-type: none"> ・iMenu→災害用安否確認→災害用伝言板 ・dメニュー→災害用安否確認→災害用伝言板 <p>※「災害用安否確認」は大規模な災害が発生したときに表示され、「災害用キット」からも利用することができる。</p> |
| メッセージ登録内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・状態（日本語版・英語版それぞれ下記の4つの中から選択） 日本語版：「無事です」「被害があります」「自宅に居ます」「避難所に居ます」 英語版：「I'm okay」「Need Help」「Safe at home」「At evacuation area」 ・コメント（全角100（半角200）文字以内） <p>※コメントのみの利用も可能。また一度に状態とコメントの両方の登録も可能</p> |
| メッセージ保存期間 | 1つの災害でのサービスを終了するまで |
| メッセージ確認可能エリア | <ul style="list-style-type: none"> ・全国のFOMA、Xi サービスエリア ・Wi-Fi（インターネット）経由のアクセスが可能なエリア <p>※ドコモ以外の携帯電話や PHS、またはパソコンなどからもメッセージ確認可能</p> |
| メッセージ登録方法 | <ul style="list-style-type: none"> ・iMenu→災害用安否確認→災害用伝言板 ・dメニュー→災害用安否確認→災害用伝言板 <ol style="list-style-type: none"> ①「災害用伝言板」の中の「登録」を選択 ②現在の状態について「無事です」等の4つの中から選択し、任意で100文字以内のコメントを入れる。 ③「登録」を押す。 |
| メッセージ確認方法 | <ul style="list-style-type: none"> ・iMenu→災害用安否確認→災害用伝言板 ・dメニュー→災害用安否確認→災害用伝言板 <ol style="list-style-type: none"> ①「災害用伝言板」の中の「登録」を選択 ②安否を確認したい人の携帯電話番号を入力し、「検索」を押す。 ③メッセージを選択し登録されている状態とコメントを確認する。 |
| 他社契約携帯電話番号で登録されているメッセージの確認 | ドコモ以外の携帯電話でも検索し、該当の事業者の災害用伝言板へのリンクを表示する。 |
| 登録お知らせメール | <p>メッセージを登録したことを知らせる相手を設定可能。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・iモード及びspモードメールアドレス ・インターネットメールアドレス ・ドコモ以外の携帯電話及び PHS のメールアドレスなど <p>※ファミリー割引グループであれば、事前登録は不要 （参考）一度に送信可能な「登録お知らせメール」件数について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事前登録アドレス：最大5件 ・ファミリー割引グループ：最大9件 ・メール送信希望者：最大20件 |
| 登録お願いメール | 安否を確認したい相手にメッセージの登録依頼が可能 |

(7) KDDIでは、震度6弱程度以上の地震など 災害時に、家族・親類・知人などとの安否確認に利用してもらうため、次のとおり「災害用伝言板」サービスを提供する。（利用料金は無料）

| 機 能 | | 内 容 | |
|-----|---------|----------------------------------|---------------------|
| 伝言板 | 基本 | 安否情報の登録・削除・確認、その他（サービス概要、お問合せなど） | |
| | 安否情報の登録 | 登録方法 | auポータルトップ→災害用伝言板→登録 |

3 災害応急対策

| | | | |
|------------|---|--|---|
| | | 被災状況 | 「無事です。」「被害があります。」「自宅に居ます。」「避難所に居ます。」「コメント見て」の中から選択（英語版の利用も可能） |
| | | コメント入力 | 全角 100 文字まで |
| | | 保存期間 | 1 つの災害で災害用伝言板サービスを終了するまで。 |
| | | 登録可能件数 | 10 件 / 1 電話番号 |
| 安否情報登録利用地域 | 被災地域を担当している営業エリアおよびその周辺（登録可能エリアについては「災害用伝言板」で確認できます。） | | |
| お知らせメール | 伝言板に安否情報を登録した際に、あらかじめ設定しておいた相手に安否情報が登録されたことを E メール自動送信でお知らせする機能 | | |
| | 設定宛先件数 | 5 件 | |
| | 送信者アドレス | 安否情報を登録した携帯電話のメールアドレス | |
| | メール内容 | 安否情報を登録した携帯電話の電話番号 安否情報が登録された旨をお知らせする内容 伝言板へアクセスするためのリンク | |
| 安否情報確認 | 地域制限なく、すべての携帯電話・PHS の電話番号で検索可能 au ポータルトップ→災害用伝言板→確認→安否情報を確認したい相手の携帯電話番号を入力し「検索する」を押す。 au 携帯電話番号以外からは各社のリンクを表示 | | |

(8) ソフトバンクでは、震度6弱程度以上の地震など災害時に、家族・親類・知人などの安否確認に利用してもらうため、次のとおり「災害用伝言板」サービスを提供する。

（利用料金は無料）

| 機能 | | 内容 | |
|------------|--|--|---|
| 伝言板 | 基本 | 安否情報の登録・削除・確認、その他（サービス概要、お問合せなど） | |
| | 安否情報の登録 | 登録方法 | Yahoo!ケータイなどポータルサイトより→災害用伝言板→登録 ※iPhone、スマートフォン、タブレットをご利用の場合は、災害用伝言板アプリを利用 |
| | | 被災状況 | 「無事です」「自宅にいます」「被害があります」「避難所にいます」「移動中です」「会社にいます」「学校にいます」の中から選択 |
| | | コメント入力 | 全角 100 文字まで |
| | | 保存期間 | 災害毎で伝言板終了時まで。 ※1 携帯電話番号あたり 80 件を超えた場合は古いものから順次上書き |
| | | 登録可能件数 | 1 携帯電話番号あたり 80 件まで。 ※80 件を超えた場合は古いものから順次上書き |
| 安否情報登録利用地域 | 全国で登録可能 | | |
| お知らせメール | 伝言板に安否情報を登録した際に、あらかじめ設定しておいた家族・知人宛に安否情報を自動 E メール送信 | | |
| | 設定宛先件数 | 10 件（開設時でなくても宛先設定可能） ※「S! 電話帳バックアップ」をご利用の方は、最大 20 件まで設定可能 | |
| | 送信者アドレス | 安否情報を登録した携帯電話のメールアドレス | |

| | | |
|--------|---|-----------------------------------|
| | メール内容 | 安否情報を登録されたこと 伝言板へアクセスするための URL |
| 安否情報確認 | 伝国で全携帯電話・PHS を対象に検索可能 Yahoo!ケータイなどポータルサイトより→災害用伝言板→確認 安否情報を確認したい方の携帯番号を検索 ※iPhone、スマートフォン、タブレットをご利用の場合は、災害用伝言板 アプリを利用 ソフトバンクおよびワイモバイル携帯電話以外で登録がある場合は、各社 災害用伝言板のリンクを表示 | |

3-15-4 郵便業務の応急措置

3-15-4-1 日本郵便株式会社の措置

(1) 郵便物の送達の確保

- ① 被災地における郵便物の運送及び集配の確保又は早期回復を図るため、災害の態様及び規模に応じて、運送又は集配の経路若しくは方法の変更、郵便物の区分方法の変更、臨時運送便又は臨時集配便の開設等機宜の応急措置を講ずる。
- ② 災害時において、重要な郵便物の送達の確保又は交通の途絶のため、やむを得ないと認められる場合は、災害の規模及び郵便事業施設の被災状況に応じ、地域及び期間を限って郵便物の運送若しくは集配便を減便し、又は運送業務若しくは集配業務を休止する。

(2) 郵便局の窓口業務の維持

災害時において、被災地における郵便局の窓口業務の維持を図るため、被災により業務継続が不能となった店舗について、仮店舗による窓口業務の迅速な再開、臨時窓口の開設、窓口取扱時間又は取扱日の変更等の措置を講ずる。

なお、災害の態様、被災者・被災地の実情に応じ、次のとおり、郵便業務に係る災害特別事務取扱いを実施する。

- ① 被災者の安否通信等の便宜を図るため、被災地の郵便局において、被災世帯に対し、通常葉書及び郵便書簡を無償交付する。
- ② 被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施する。
- ③ 被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、その他総務省令で定める法人又は団体にあてた救助用の現金書留郵便物等の料金免除を実施する。

3-15-5 その他のライフライン

電気、ガス、電話、放送などのライフラインを所有する者は、施設の応急復旧に要する人員を迅速に確保し、発災直後の施設・設備の点検、応急復旧を実施する。

必要に応じ、市民への周知・広報について市に協力を依頼し、また、通行者の安全確

保等のための交通規制を津島警察署等の関係機関に要請する。

3-15-6 市、県及びライフライン事業者等における措置

(1) 現地作業調整会議の開催

ライフライン施設の速やかな応急復旧を図るため、関係する省庁、県、市、ライフライン事業者等は、合同会議、調整会議等における対応方針等に基づき、必要に応じて、現地のライフライン事業者の事業所等で実動部隊の詳細な調整を行うため、現地作業調整会議を開催する。

(2) ライフラインの復旧現場等へのアクセスルート上の道路啓開

合同会議、調整会議等における対応方針等に基づき、道路管理者は、ライフラインの復旧現場等までのアクセスルート上の道路啓開を実施する。

3-16 住宅・建築物対策

3-16-1 基本方針

- (1) あらかじめ登録された各種調査の判定士を現地に派遣して技術的な危険度判定をし、その危険性を周知することにより、二次災害を未然に防止し、市民の生命の保護を図る。
- (2) 判定活動の実施にあたっては、各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明するものとする。
- (3) 災害により、自らの資力では住宅を確保することが困難な被災者のために、短期間の一時的な住まいとして公共賃貸住宅等の空家を提供する。
- (4) 家屋に被害を受け、自らの資力では住宅を確保できない被災者のため、応急仮設住宅の設置や被災住宅の応急修理、障害物の除去を実施し、住生活の安定に努める。
- (5) 応急仮設住宅の設置については、民間賃貸住宅等の空き家・空室が存在する地域においては、民間賃貸住宅等の借上げによる方法を積極的に活用する。
- (6) 市長は市域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしているときは、災害対策基本法に基づき、建築物等に起因する危険性等を排除するものとする。

3-16-2 被災建築物の応急危険度判定

3-16-2-1 危険度判定

地震直後に、被災した建築物が使用できるかどうか、余震等により倒壊しないかどうか、応急的な判断は、専門的知識を持たない被災者には困難である。そこで、あらかじめ登録された判定士を現地に派遣して技術的な危険度判定をし、その危険性を周知することにより、余震等による二次災害を未然に防止し、市民の生命の保護を図るものとする。

3-16-2-2 市における措置

- (1) 被災建築物応急危険度判定実施本部及び被災宅地危険度判定実施本部の設置
市は、市域で応急危険度判定を実施するにあたり、市災害対策本部の中に被災建築物応急危険度判定実施本部（以下「実施本部」という。）を設置する。
実施本部は、判定実施計画を作成し、必要に応じて県の支援本部へ支援要請を行う。
- (2) 判定活動の実施
実施本部は、判定士、資機材等の確保をし、判定活動を実施する。
判定活動の実施にあたっては、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との

違い等について、被災者に明確に説明するものとする。

3-16-3 被災住宅等の調査

市は、地震災害のため住家に被害が生じた場合、罹災証明の交付、公共賃貸住宅等への入居、応急仮設住宅の建設、住宅の応急修理、障害物の除去及び被災者生活再建支援金の給付等に必要な次の調査を実施する。

- (1) 住家の被害状況
- (2) 被災地における住民の動向
- (3) 応急仮設住宅建設現地活動上の支障事項等
- (4) その他住宅の応急対策実施上の必要な事項

3-16-4 公共賃貸住宅等への一時入居

3-16-4-1 市、県、地方住宅供給公社及び都市再生機構における措置

市、県及び地方住宅供給公社は、家屋に被害を受けた被災者の短期間の一時的な住まいとして公共賃貸住宅等の空家を提供する。

また、都市再生機構は、県からの要請に応じて、提供可能な空家を選定・確保し、空家の提供に協力する。

(1) 提供する住宅の選定・確保

提供する住宅の選定にあたっては、地域の被災状況をできるだけ考慮し、利用可能な空家を確保する。

(2) 相談窓口の開設

入居相談窓口は被災地域の状況により適宜開設する。

(3) 一時入居の終了

この被災者対策は、応急措置として被災者の一時的な居住場所を提供するものであるため、一定期間をもって終了とする。

なお、終了に際しては被災者個々の状況を考慮して適宜対応するものであること。

(4) 使用料等の軽減措置

被災者が被災による多額の経費負担を伴うことを考慮し、一時入居する住宅の使用料等については、できる限り軽減措置を図るものとする。

(5) 応援協力関係

被災者数が多く、県内で用意した戸数では対応が難しい場合は国を通じて他の都道府県に被災者の受入れについて協力依頼を行い、必要な戸数の確保に努める。

3-16-5 応急仮設住宅の設置及び管理運営**3-16-5-1 市、救助実施市及び県における措置**

救助実施市及び県は、災害救助法に基づき家屋に被害を受けた被災者の一時的な居住の安定を図るため、応急仮設住宅を設置する。

応急仮設住宅の設置は、建設又は賃貸住宅の借り上げによるものとし、災害の特性等に応じて供与方法を選択する。

(1) 応援協力の要請

市は、住宅の被災状況等から応急仮設住宅の設置が必要な場合は、県に対して、設置を要請する。

救助実施市及び県は、応急仮設住宅の設置に当たっては、協定締結団体に協力を要請する。（救助実施市による協定締結団体への協力の要請は、県の連絡調整の下でこれを行うものとする。）

(2) 建設用地の確保

市は、応急仮設住宅の建設用地を、災害時の状況により、原則として事前に予定した建設用地の中から、①公有地、②国有地、③企業等の私有地の順に選定し、県へ報告する。

なお、企業等の私有地については、公租公課等の免除を前提とし、原則として無償で提供を受けられるものとする。また、二次災害に十分配慮する。

(3) 応急仮設住宅の建設

救助実施市及び県は、応急仮設住宅を次のとおり建設する。（救助実施市は、県の調整下でこれを行うものとする。）

① 建物の規模及び費用

ア 一戸あたりの建物面積及び費用は、災害救助法施行細則（昭和40年愛知県規則第60号）に定める基準とする。

ただし、世帯の構成人数、資材の調達状況等により、基準運用が困難な場合は、市が基準内において調整し、その規模及び費用の追加ができるものとする。

イ 建設資材の県外調達により、限度額での施工が困難な場合は、内閣総理大臣の承認を受けて当該輸送費を別枠とする。

② 建設の時期

地震災害が発生した日から原則として20日以内に着工するものとする。

ただし、大災害等の事由により期間内に着工できない場合は、事前に厚生労働大臣の承認を受けて、必要最小限度の期間を延長するものとする。

③ 建設方法

所定の基準により直接建設業者に依頼し、原則としてリース又は買取りにより設置する。ただし、状況に応じて、愛知県知事の事務の一部を行うこととされた市長が当該事務を行うことができる。

(4) 賃貸住宅の借上げ

救助実施市及び県は、「災害時における民間賃貸住宅の活用についての手引」（平成24年12月国土交通省・厚生労働省）等を参考に賃貸住宅の借上げを行う。（救助実施市は、県の調整下でこれを行うものとする。）

(5) 被災者の入居及び管理運営

市は、応急仮設住宅への入居対象者の選定とその管理運営を次のとおり行う。

① 入居対象者

地震被害により被災し、原則として次のいずれにも該当する者とする。

ア 住家が全壊、全焼又は流失した者であること

イ 居住する住家がない者であること

ウ 自らの資力をもってしては、住宅を確保することができないものであること

② 入居者の選定

入居者の選定については、市にあっては県が行う救助の補助として県から受託して、これを行う。なお、入居者の選定にあたっては要配慮者に十分配慮する。

③ 管理運営

ア 応急仮設住宅の管理運営については、市にあっては県が行う救助の補助として県から受託して、これを行う。

イ 応急仮設住宅は、被災者に対しての一時的居住の場所を与えるための仮設建設であることを考慮し、使用目的に反しないよう適切に管理する。その際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死やひきこもりなどを防止するためのケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。また、必要に応じて、応急仮設住宅におけるペットの受入れに配慮するものとする。

る。

④ 供与の期間

入居者に供する期間は、応急仮設住宅の完成の日から2年以内とする。

なお、供用期間終了後は、救助実施市及び県が譲渡又は解体撤去の処分を速やかに行う。

3-16-5-2 災害救助法の適用

(1) 災害救助法が適用された場合、市における措置は救助実施市及び県が行う救助の対象、方法、経費及び機関については、災害救助法施行細則による。

(2) 災害救助法が適用されない場合の住宅の応急仮設住宅の設置及び管理運営は、市が行う。

3-16-6 住宅の応急修理

住宅の応急修理に係る申請の受付、修理業者の指定と斡旋等の業務、請求書のとりまとめ並びに県への各種情報提供等を行なう。

3-16-6-1 災害救助法の適用

(1) 災害救助法が適用された場合、県及び救助実施市が同法に基づく救助の実施機関となる。ただし、当該災害が局地災害の場合は、県が実施機関となる当該事務については市長への委任を想定しているため、市が実施することとなる。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

(2) 災害救助法が適用されない場合の住宅の応急修理は、市が行う。

3-16-7 障害物の除去

3-16-7-1 市における措置

被災住宅の障害物の除去は、日常生活に欠くことができない部分等に運び込まれた土石、竹木等の除去を行なうものとする。

(1) 障害物の除去の実施

① 障害物除去の対象住宅

土石、竹木等が居室、炊事場、トイレなど当面の日常生活に欠くことのできない部分又は玄関等に運び込まれているため、居住者が現実に当面の日常生活を営むこ

とができない状態にある住家とする。

② 除去の範囲

居室、炊事場、トイレなど当面の日常生活に欠くことのできない部分とする。

③ 除去の費用

障害物の除去に要する費用は、災害救助法施行規則に定める範囲内とする。

④ 除去の期間

災害が発生してから10日以内に完了するものとする。ただし、交通機関の途絶その他特殊な事情により期間内に除去ができない場合は、事前に内閣総理大臣の同意を得て、必要最小限の期間を延長するものとする。

⑤ 除去の方法

障害物の除去は、直接又は建築業者、土木業者に請け負わせて実施する。

⑥ 給付対象者の範囲

住宅に土石、竹木等が運び込まれる被害を受けた者で、自らの資力では障害物の除去を行なうことができない者とする。

(2) 他市町村又は県に対する応援要求

市は、自ら障害物の除去をすることが困難な場合は、他市町村又は県へ障害物の除去の実施又はこれに要する要員及び資機材につき応援を要求する。

3-16-7-2 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、県及び救助実施市が同法に基づく救助の実施機関となるが、県が実施機関となる当該事務については市長への委任を想定しているため、市が実施することとなる。

なお、救助の対象、方法、経費及び機関については、災害救助法施行細則による。

3-16-8 危険な状態にある建築物等

3-16-8-1 市における措置

(1) 対象

外壁のはがれや固定機能の低下などに伴い、風力、重力等により、周辺等に危険性を及ぼすおそれ、又は他の災害活動にあたり支障となる建築物、工作物、屋外広告物等とする。

(2) 対応範囲

周辺等への悪影響の解消に必要な最小限度の部分に実施するものとする。

(3) 費用

危険性等の排除に要した費用は、当該建築物等の占有者等の負担とし、行政代執行法に基づき徴収する。

3-17 学校における対策

3-17-1 教育施設及び教職員の確保

3-17-1-1 市教育委員会及び県教育委員会並びに私立学校設置者（管理者）の措置

(1) 応急な教育施設の確保と授業等の実施

- ① 校舎等の被害が軽微な場合は、速やかに応急修理を行い、授業等を実施する。
- ② 校舎の被害が相当に大きい、一部校舎の使用が可能な場合は、使用可能な校舎において安全を確保し授業等を実施する。

なお、一斉に授業が実施できない場合は、二部授業又は地域の公共施設利用による分散授業を実施するなどの措置を講じる。

- ③ 校舎等が被災により全面的に使用困難な場合は、同一市内の公民館等公共施設あるいは近隣の学校の校舎等を借用し、授業等を実施する。
 - ④ 特定地域内の教育施設の確保が困難な場合は、他地域の公民館等公共施設あるいは校舎等を借用し、授業等を実施する。
 - ⑤ 校舎等が集団避難施設となる場合は、授業実施のための校舎等の確保は①から④の場合に準ずるものとする。また、校舎等での避難生活が長期にわたる場合は、応急教育活動と避難活動との調整について市と協議を行い、授業の早期再開を図る。
- なお、利用できる施設の確保が困難な場合は、応急に設置された仮校舎で授業等を実施する。

(2) 教職員の確保

校舎が全面的な被害を受け、復旧に長時間を要するため、児童・生徒を集団的に避難させた場合は、原則として当該学校の教職員がそれに付き添って行くものとするが、教職員の人的被害が大きく、応急教育の実施に支障があるときは、他の教育機関の了承を得て他校の教職員の援助を求め、又はこれに必要な教職員を臨時に採用する等必要教職員の確保の万全を図る。

3-17-1-2 市における措置

- (1) 市教育委員会は、自ら学校教育の実施が困難な場合、他市町村教育委員会又は県教育委員会へ教育施設及び教職員の確保につき応援を要求する。

- (2) 市は、自ら教科書・学用品等の給与の実施が困難な場合、他市町村又は県へ学用品等の給与の実施調達につき、応援を求める。

3-17-1-3 学校の緊急措置

- (1) 授業中地震が発生した場合は、児童・生徒を机の下などに一時身を隠させ、教室内外の状況を判断し、緊急避難等をさせる。
- (2) 児童・生徒及び教職員等の異常の有無、学校施設の被害状況等を把握し、災害対策本部に報告し連絡を密にする。
- (3) 余震地震の規模に関する情報、その他周辺の被害を把握して児童・生徒を帰宅させるかどうか、災害対策本部と連絡をとり、災害対策本部の指示等により決定し、帰宅させる場合は、その安全対策等を検討し、適切な措置をとる。
- (4) 避難所に指定された学校は、派遣されてきた市職員、警察官等と連絡を密にし、避難住民あるいは、児童・生徒が混乱しないよう秩序維持に協力する。
- (5) 避難所に指定されている学校は、施設設備等の使用についてできる限り便宜を図る。

3-17-1-4 臨時休校等の措置

授業を継続実施することにより、児童・生徒の安全な確保は困難であると思われる場合は、次により臨時休校等の措置を講じる。

災害の発生が予想される場合は、教育委員会又は学校長が行うものとする。ただし、各学校長が決定して行う場合は、教育委員会と協議し、教育委員会があらかじめ定めた基準によるものとする。

3-17-1-5 奨学に関する措置

公立学校にあっては、保護者の申請により、その被害の程度に応じて費用の支払の延期、減額免除等の必要な措置を講じる。

3-17-1-6 学校給食対策

学校給食施設の被災又は非常炊き出しのため、通常の学校給食が困難となった場合において応急給食が必要と認めるときは、県及び関係機関と協議の上実施するものとする。

3-17-2 応急な教育活動についての広報

応急な教育活動に開始にあたっては、開始時期及び方法等について児童・生徒及び保護者等への周知を図る。

3-17-3 教科書・学用品等の給与

3-17-3-1 児童・生徒に対する教科書・学用品等の給与

市は、災害により教科書、学用品等を喪失又はき損し、就学上支障をきたした児童・生徒に対して次により教科書、学用品等を給与する。

ただし、教科書については、給与するために必要な冊数等を、「事故発生等の報告について（平成22年3月26日21教総第947号）」により、速やかに（7日以内）県教育委員会に報告するものとする。

3-17-3-2 他市町村又は県に対する応援要請

市は、自ら教科書・学用品等の給与の実施が困難な場合、他市町村又は県へ教科書・学用品等の給与の実施調達につき、応援を求める。

給与する教科書、学用品等の例示は、次のとおりとする。

- (1) 教科書及び教材
- (2) 文房具、ノート、鉛筆、消しゴム、クレヨン、絵具、画筆、画用紙、下敷、定規等
- (3) 通学用品、運動靴、かさ、カバン等

3-17-3-3 市における措置

(1) 児童・生徒に対する教科書・学用品等の給与

市は、災害により教科書・学用品等を喪失又はき損し、就学上支障を来した市立小・中学校の児童及び生徒に対して、教科書・学用品等を給与する。

ただし、教科書については、給与するために必要な冊数等を、速やかに（7日以内）県教育委員会に報告するものとする。

(2) 他市町村又は県に対する応援要請

市は、自ら教科書・学用品等の給与の実施が困難な場合、他市町村又は県へ教科書・学用品等の給与の実施調達につき、応援を求める。

3-17-3-4 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、県及び救助実施市が同法に基づく救助の実施機関となるが、県が実施機関となる当該事務については市長への委任を想定しているため、市が

実施することとなる。

なお、救助の対象、方法、経費及び機関については、災害救助法施行細則による。

3-17-3-5 整備保存すべき帳簿記録等

- | | |
|--------------------|------------|
| (1) 学用品交付簿 | 様式第48（資料編） |
| (2) 学用品購入（配分）計画表 | 様式第49（資料編） |
| (3) 学用品の購入関係支払証拠書類 | |
| (4) 備蓄物資払出証拠書類 | |